

改定介護報酬の概要

令和3年3月10日

目 次

I. 介護サービス.....	5
1. 居宅サービス.....	5
(1) 訪問介護.....	5
(2) 訪問入浴介護.....	7
(3) 訪問看護.....	8
(4) 訪問リハビリテーション.....	10
(5) 居宅療養管理指導.....	11
(6) 通所介護.....	13
(7) 通所リハビリテーション.....	16
(8) 短期入所生活介護.....	19
(9) 短期入所療養介護.....	21
(10) 特定施設入居者生活介護.....	34
(11) 福祉用具貸与.....	38
2. 居宅介護支援.....	39
3. 施設サービス.....	41
(1) 介護老人福祉施設（特養）.....	41
(2) 介護老人保健施設（老健）.....	46
(3) 介護療養型医療施設.....	52
(4) 介護医療院.....	67
II. 介護予防サービス.....	74
1. 介護予防サービス.....	74
(1) 介護予防訪問入浴介護.....	74
(2) 介護予防訪問看護.....	76
(3) 介護予防訪問リハビリテーション.....	78
(4) 介護予防居宅療養管理指導.....	79
(5) 介護予防通所リハビリテーション.....	81
(6) 介護予防短期入所生活介護.....	83
(7) 介護予防短期入所療養介護.....	85
(8) 介護予防特定施設入居者生活介護.....	97
(9) 介護予防福祉用具貸与.....	100
2. 介護予防支援.....	101
III. 地域密着型サービス.....	102
1. 地域密着型サービス.....	102
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護.....	102

(2) 夜間対応型訪問介護.....	104
(3) 地域密着型通所介護.....	106
(4) 認知症対応型通所介護.....	109
(5) 小規模多機能型居宅介護.....	112
(6) 認知症対応型共同生活介護.....	115
(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護.....	117
(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護.....	119
(9) 複合型サービス.....	123
2. 地域密着型介護予防サービス.....	126
(1) 介護予防認知症対応型通所介護.....	126
(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護.....	129
(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護.....	131

I. 介護サービス

1. 居宅サービス

(1) 訪問介護

●令和3年9月30日までの間は、訪問介護費のイからハまで及び「身体介護に引き続き生活援助を行った場合」について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

訪問介護費

イ 身体介護	(1) 20分未満	(2) 20分以上 30分未満	(3) 30分以上 1時間未満	(4) 1時間以上
	167 単位	250 単位	396 単位	579 単位 30分増すごとに+84 単位

ロ 生活援助	20分以上 45分未満	45分以上
	183 単位	225 単位

ハ 通院等乗降介助	99 単位/回
-----------	---------

【注】

項目	単位	
身体介護の上記(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+67単位(201単位を限度)	
2人の訪問介護員等による場合(ハの場合を除く)	所定単位数の200/100	
夜間加算(午後6時から午後10時まで)	+所定単位数の25/100	
早朝加算(午前6時から午前8時まで)	+所定単位数の25/100	
深夜加算(午後10時から午前6時まで)	+所定単位数の50/100	
特定事業所加算(Ⅰ)	+所定単位数の20/100	
特定事業所加算(Ⅱ)	+所定単位数の10/100	
特定事業所加算(Ⅲ)	+所定単位数の10/100	
特定事業所加算(Ⅳ)	+所定単位数の5/100	
特定事業所加算(Ⅴ)	+所定単位数の3/100	
共生型訪問介護を行う場合	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合	所定単位数の70/100
	指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合	所定単位数の93/100
	指定重度訪問介護事業所が行う場合	所定単位数の93/100

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 90/100
事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 85/100
特別地域訪問介護加算	+所定単位数の 15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	+所定単位数の 10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+所定単位数の 5/100
緊急時訪問介護加算（イを算定している場合のみ）	+100 単位/回

【加算】

二 初回加算	+200 単位/月
ホ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	+100 単位/月
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	+200 単位/月
へ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	+3 単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	+4 単位/日
ト 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 137/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 100/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】	+所定単位の 55/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能）	+【★】の 90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能）	+【★】の 80/100
（所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計）	
チ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 63/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 42/1000
（所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計）	

- 「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目
- 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
- 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の（1）20 分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

(2) 訪問入浴介護

- 令和3年9月30日までの間は、訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

イ 訪問入浴介護費（1回につき）

1,260 単位

* 指定訪問入浴介護事業所の看護職員一人及び介護職員二人が行った場合算定。

【注】

項 目	単 位
介護職員3人が行った場合	所定単位数の95/100
全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	所定単位数の90/100
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の90/100
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の85/100
特別地域訪問入浴介護加算	+ 所定単位数の15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	+ 所定単位数の10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+ 所定単位数の5/100

【加算】

ロ 初回加算	+200 単位/月
ハ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	+3 単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	+4 単位/日
ニ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	+44 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	+36 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	+12 単位/回
ホ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+ 所定単位の8/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+ 所定単位の42/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】	+ 所定単位の23/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+ 【★】の90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+ 【★】の80/100
（所定単位は、イから二までにより算定した単位数の合計）	
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+ 所定単位の21/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+ 所定単位の15/1000
（所定単位は、イから二までにより算定した単位数の合計）	

- 「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
- 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

(3) 訪問看護

●令和3年9月30日までの間は、訪問看護費のイからハまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

訪問看護費

	20分未満※	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
イ 訪問看護ステーション	313 単位	470 単位	821 単位	1,125 単位
訪問看護ステーション の PT・OT・ST	293 単位/回 ※1日に2回を超えて実施する場合は所定単位数の90/100			
ロ 病院・診療所	265 単位	398 単位	573 単位	842 単位

*「20分未満」については、訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている訪問看護事業所であって、居宅サービス計画または訪問看護計画書の中に20分以上の保健師又は看護師による訪問看護が週1回以上含まれている場合

*特別訪問看護指示書が交付された場合、指示日から14日間に行われたものについては医療保険の対象。

ハ 定期巡回・随時対応型と連携	2,954 単位/月 (要介護1~4)	3,754 単位/月 (要介護5)
-----------------	---------------------	-------------------

*末期の悪性腫瘍の他、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症 その他厚生大臣が定める疾病等の患者に対する訪問看護は、医療保険の対象

*利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問看護費は、算定しない。

【注】

項 目		単 位
准看護師の場合	イを算定している場合 (訪問看護ステーションのPT・OT・STによる 場合を除く)及びロを算定している場合	所定単位数の90/100
	ハを算定している場合 (准看護師の訪問が1回でもある場合)	所定単位数の98/100
夜間加算 (午後6時から午後10時まで) ※		+所定単位数の25/100
早朝加算 (午前6時から午前8時まで) ※		+所定単位数の25/100
深夜加算 (午後10時から午前6時まで) ※		+所定単位数の50/100
複数名訪問加算 (I) ※	30分未満	+254 単位/回
	30分以上	+402 単位/回
複数名訪問加算 (II) ※	30分未満	+201 単位/回

	30分以上	+317 単位/回
1 時間 30 分以上の訪問看護※		+300 単位/回
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合※		所定単位数の 90/100
事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合※		所定単位数の 85/100
特別地域訪問看護加算		+所定単位数の 15/100
中山間地域等における小規模事業所加算		+所定単位数の 10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+所定単位数の 5/100
緊急時訪問看護加算 (イ及びロを算定する場合)	訪問看護ステーション	+574 単位/月
	病院・診療所	+315 単位/月
定期巡回・随時対応型と連携する緊急時訪問看護加算 (ハを算定している場合)	訪問看護ステーション	+574 単位/月
	病院・診療所	+315 単位/月
特別管理加算 (Ⅰ)		+500 単位/月
特別管理加算 (Ⅱ)		+250 単位/月
ターミナルケア加算 (死亡日及び前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケア実施)		+2,000 単位
医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算 (ハを算定している場合のみ)		▲97 単位/日

【加算】

二 初回加算	+300 単位/月
ホ 退院時共同指導加算	+600 単位/回
へ 看護・介護職員連携強化加算	+250 単位/月
ト 看護体制強化加算 (Ⅰ) ※	+550 単位/月
看護体制強化加算 (Ⅱ) ※	+200 単位/月
チ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ及びロを算定している場合	+6 単位/回
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ハを算定している場合	+50 単位/月
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) イ及びロを算定している場合	+3 単位/回
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) ハを算定している場合	+25 単位/回

- ※について、ハを算定している場合を除く
- 「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。
- 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。
- 1 月以内の 2 回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

(4) 訪問リハビリテーション

- 令和3年9月30日までの間は、訪問リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

イ 訪問リハビリテーション費 (1回につき)

307 単位

*急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示をおこなった場合指示日から14日間に行われたものについては、医療保険の対象。

*利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、訪問リハビリテーション費は、算定しない。

【注】

項 目	単 位
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の90/100
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の85/100
特別地域訪問リハビリテーション加算	+所定単位数の15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	+所定単位数の10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+所定単位数の5/100
短期集中リハビリテーション実施加算	+200 単位/日
リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ	+180 単位/月
リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ	+213 単位/月
リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ	+450 単位/月
リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ	+483 単位/月
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	▲50 単位/回

【加算】

ロ 移行支援加算	+17 単位/日
ハ サービス提供体制強化加算 (I)	+6 単位/回
サービス提供体制強化加算 (II)	+3 単位/回

●「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

●「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

(5) 居宅療養管理指導

- 令和3年9月30日までの間は、居宅療養管理指導費のイからホまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

居宅療養管理指導費

イ 医師 (月2回限度)	(1) 居宅療養管理指導費 (Ⅰ) (Ⅱ以外の場合に算定)	①単一建物居住者が1人	514 単位
		②単一建物居住者が2~9人	486 単位
		③上記①及び②以外の場合	445 単位
	(2) 居宅療養管理指導費 (Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設 居時等医学総合管理料を算定する場合)	①単一建物居住者が1人	298 単位
		②単一建物居住者が2~9人	286 単位
		③上記①及び②以外の場合	259 単位
ロ 歯科医師 (月2回限度)		①単一建物居住者が1人	516 単位
		②単一建物居住者が2~9人	486 単位
		③上記①及び②以外の場合	440 単位
ハ 薬剤師	(1) 病院・診療所 (1月2回限度)	①単一建物居住者が1人	565 単位
		②単一建物居住者が2~9人	416 単位
		③上記①及び②以外の場合	379 単位
	(2) 薬局 (1月4回限度) ※①から③について、がん末期の患者及び 中心静脈栄養患者については、週2 回かつ月8回算定できる。	①単一建物居住者が1人	517 単位
		②単一建物居住者が2~9人	378 単位
		③上記①及び②以外の場合	341 単位
	④情報通信機器を用いて行う 場合 (月1回を限度)	45 単位	
ニ 管理栄養士 (月2回限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の 管理栄養士が行った場合	①単一建物居住者が1人	544 単位
		②単一建物居住者が2~9人	486 単位
		③上記①及び②以外の場合	443 単位
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所 以外の管理栄養士が行った場合	①単一建物居住者が1人	524 単位
		②単一建物居住者が2~9人	466 単位
		③上記①及び②以外の場合	423 単位
ホ 歯科衛生士 等 (月4回限度)		①単一建物居住者が1人	361 単位
		②単一建物居住者が2~9人	325 単位
		③上記①及び②以外の場合	294 単位

【注】（医師、歯科医師、薬剤師（情報通信機器を用いて行う場合を除く）、管理栄養士、歯科衛生士

項 目	単 位
特別地域居宅療養管理指導加算	+ 所定単位数の 15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	+ 所定単位数の 10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+ 所定単位数の 5/100

【注】（薬剤師（情報通信機器を用いて行う場合を除く））

項 目	単 位
特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合（麻薬管理指導加算）	+ 100 単位/回

(6) 通所介護

●令和3年9月30日までの間は、通所介護費のイからハまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する

通所介護費

イ 通常規模型事業所（前年度1月平均利用延人員数が750人以内）

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	368単位	386単位	567単位	581単位	655単位	666単位
要介護2	421単位	442単位	670単位	686単位	773単位	787単位
要介護3	477単位	500単位	773単位	792単位	896単位	911単位
要介護4	530単位	557単位	876単位	897単位	1,018単位	1,036単位
要介護5	585単位	614単位	979単位	1,003単位	1,142単位	1,162単位

ロ 大規模型事業所（Ⅰ）（前年度1月平均利用延人員数が900人以内）

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	356単位	374単位	541単位	561単位	626単位	644単位
要介護2	407単位	428単位	640単位	664単位	740単位	761単位
要介護3	460単位	484単位	739単位	766単位	857単位	881単位
要介護4	511単位	538単位	836単位	867単位	975単位	1,002単位
要介護5	565単位	594単位	935単位	969単位	1,092単位	1,122単位

ハ 大規模型事業所（Ⅱ）（前年度1月平均利用延人員数が900人超）

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	343単位	360単位	522単位	540単位	604単位	620単位
要介護2	393単位	412単位	617単位	638単位	713単位	733単位
要介護3	444単位	466単位	712単位	736単位	826単位	848単位
要介護4	493単位	518単位	808単位	835単位	941単位	965単位
要介護5	546単位	572単位	903単位	934単位	1,054単位	1,081単位

*利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、通所介護費は、算定しない

【注】

項 目		単 位
利用者の数が利用定員を超える場合		所定単位数の 70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合		所定単位数の 70/100
2 時間以上 3 時間未満の通所介護を行う場合		「4 時間以上 5 時間未満」の 所定単位数の 70/100
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合		+ 所定単位数の 3/100
延長加算 (8 時間以上 9 時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合) (前後通算)	9 時間以上 10 時間未満	+ 50 単位
	10 時間以上 11 時間未満	+ 100 単位
	11 時間以上 12 時間未満	+ 150 単位
	12 時間以上 13 時間未満	+ 200 単位
	13 時間以上 14 時間未満	+ 250 単位
共生型通所介護を行う場合	指定生活介護事業所が行う場合	所定単位数の 93/100
	指定自立訓練事業所が行う場合	所定単位数の 95/100
	指定児童発達支援事業所が行う場合	所定単位数の 90/100
	指定放課後等デイサービス事業所が行う場合	所定単位数の 90/100
生活相談員配置等加算		+ 13 単位/日
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+ 所定単位数の 5/100
入浴介助加算 (I)		+ 40 単位/日
入浴介助加算 (II)		+ 55 単位/日
中重度者ケア体制加算		+ 45 単位/日
生活機能向上連携加算 (I) (3 月に 1 回を限度)		+ 100 単位/月
生活機能向上連携加算 (II)		+ 200 単位/月
ただし、個別機能訓練加算を算定している場合		+ 100 単位/月
個別機能訓練加算 (I) イ		+ 56 単位/日
個別機能訓練加算 (I) ロ		+ 85 単位/日
個別機能訓練加算 (II)		+ 20 単位/日
ADL 維持等加算 (I)		+ 30 単位/月
ADL 維持等加算 (II)		+ 60 単位/月
ADL 維持等加算 (III) (令和 5 年 3 月 31 日まで算定可能)		+ 3 単位/月
認知症加算		+ 60 単位/日
若年性認知症利用者受入加算		+ 60 単位/日
栄養アセスメント加算		+ 50 単位/月
栄養改善加算 (月 2 回を限度)		+ 200 単位/回
口腔・栄養スクリーニング加算 (I) (6 月に 1 回を限度)		+ 20 単位/回

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（同上）	+5 単位/回
口腔機能向上加算（Ⅰ）（月2回を限度）	+150 単位/回
口腔機能向上加算（Ⅱ）（同上）	+160 単位/回
科学的介護推進体制加算	+40 単位/月
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	▲94 単位/日
事業所が送迎を行わない場合	▲47 単位/片道

【加算】

ニ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	+22 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	+18 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	+6 単位/回
ホ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+ 所定単位の 59/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+ 所定単位の 43/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】	+ 所定単位の 23/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+ 【★】 の 90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+ 【★】 の 80/100
（所定単位はイから二までにより算定した単位数の合計）	
へ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+ 所定単位の 12/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+ 所定単位の 10/1000
（所定単位はイから二までにより算定した単位数の合計）	

- 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物の利用者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
- ロ又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入

(7) 通所リハビリテーション

●令和3年9月30日までの間は、通所リハビリテーション費のイからハまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

通所リハビリテーション費

病院又は診療所、介護老人保健施設、介護医療院の場合

イ 通常規模型の事業所（前年度平均利用延人員数 750 人以内/月）

	1 時間以上 2 時間未満	2 時間以上 3 時間未満	3 時間以上 4 時間未満	4 時間以上 5 時間未満	5 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 7 時間未満	7 時間以上 8 時間未満
要介護 1	366 単位	380 単位	483 単位	549 単位	618 単位	710 単位	757 単位
要介護 2	395 単位	436 単位	561 単位	637 単位	733 単位	844 単位	897 単位
要介護 3	426 単位	494 単位	638 単位	725 単位	846 単位	974 単位	1,039 単位
要介護 4	455 単位	551 単位	738 単位	838 単位	980 単位	1,129 単位	1,206 単位
要介護 5	487 単位	608 単位	836 単位	950 単位	1,112 単位	1,281 単位	1,369 単位

ロ 大規模型の事業所（Ⅰ）（前年度平均利用延人員数 900 人以内/月）

	1 時間以上 2 時間未満	2 時間以上 3 時間未満	3 時間以上 4 時間未満	4 時間以上 5 時間未満	5 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 7 時間未満	7 時間以上 8 時間未満
要介護 1	361 単位	375 単位	477 単位	540 単位	599 単位	694 単位	734 単位
要介護 2	392 単位	431 単位	554 単位	626 単位	709 単位	824 単位	868 単位
要介護 3	421 単位	488 単位	630 単位	711 単位	819 単位	953 単位	1,006 単位
要介護 4	450 単位	544 単位	727 単位	821 単位	950 単位	1,102 単位	1,166 単位
要介護 5	481 単位	601 単位	824 単位	932 単位	1,077 単位	1,252 単位	1,325 単位

ハ 大規模型の事業所（Ⅱ）（前年度平均利用延人員数 900 人超/月）

	1 時間以上 2 時間未満	2 時間以上 3 時間未満	3 時間以上 4 時間未満	4 時間以上 5 時間未満	5 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 7 時間未満	7 時間以上 8 時間未満
要介護 1	353 単位	368 単位	465 単位	520 単位	579 単位	670 単位	708 単位
要介護 2	384 単位	423 単位	542 単位	606 単位	687 単位	797 単位	841 単位
要介護 3	411 単位	477 単位	616 単位	689 単位	793 単位	919 単位	973 単位
要介護 4	441 単位	531 単位	710 単位	796 単位	919 単位	1,066 単位	1,129 単位
要介護 5	469 単位	586 単位	806 単位	902 単位	1,043 単位	1,211 単位	1,282 単位

*利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、通所リハビリテーション費は、算定しない

【注】

項 目		単 位
利用者の数が利用定員を超える場合		所定単位数の 70/100
医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合		所定単位数の 70/100
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合		所定単位数の 3/100
理学療法士等体制強化加算（1 時間以上 2 時間未満のみ）		+30 単位/日
延長加算 （7 時間以上 8 時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話をを行う場合） （前後通算）	8 時間以上 9 時間未満	+50 単位
	9 時間以上 10 時間未満	+100 単位
	10 時間以上 11 時間未満	+150 単位
	11 時間以上 12 時間未満	+200 単位
	12 時間以上 13 時間未満	+250 単位
	13 時間以上 14 時間未満	+300 単位
リハビリテーション提供体制加算	3 時間以上 4 時間未満	+12 単位
	4 時間以上 5 時間未満	+16 単位
	5 時間以上 6 時間未満	+20 単位
	6 時間以上 7 時間未満	+24 単位
	7 時間以上	+28 単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+ 所定単位数の 5/100
入浴介助加算（Ⅰ）		+40 単位/日
入浴介助加算（Ⅱ）		+60 単位/日
リハビリテーションマネジメント加算（A）イ	同意月から 6 月以内	+560 単位/月
	同意月から 6 月超	+240 単位/月
リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ	同意月から 6 月以内	+593 単位/月
	同意月から 6 月超	+273 単位/月
リハビリテーションマネジメント加算（B）イ	同意月から 6 月以内	+830 単位/月
	同意月から 6 月超	+510 単位/月
リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ	同意月から 6 月以内	+863 単位/月
	同意月から 6 月超	+543 単位/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算		+110 単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）（週 2 限度）		+240 単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）		+1,920 単位/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算 （利用開始日の属する月から 6 月以内 1 月につき）		+1,250 単位/月
生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した		所定単位数の 85/100

場合の減算（減算対象月から6月以内）	
若年性認知症利用者受入加算	+60 単位/日
栄養アセスメント加算	+50 単位/月
栄養改善加算（月2回限度）	+200 単位/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）	+20 単位/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（同上）	+5 単位/回
口腔機能向上加算（Ⅰ）（月2回を限度）	+150 単位/回
口腔機能向上加算（Ⅱ）（同上）	+160 単位/回
重度療養管理加算（1時間以上2時間未満を除く）	+100 単位/日
中重度者ケア体制加算 （1時間以上2時間未満を除く）	+20 単位/日
科学的介護推進体制加算	+40 単位/月
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	▲94 単位/日
事業所が送迎を行わない場合	▲47 単位/片道

【加算】

二 移行支援加算	+12 単位/日
ホ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	+22 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	+18 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	+6 単位/回
へ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 47/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 34/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】	+所定単位の 19/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 80/100
（所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計）	
ト 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 20/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 17/1000
（所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計）	

- 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物の利用者に通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
- ロ又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入
- 「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、「感染症又は災害を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」と「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

(8) 短期入所生活介護

- 令和3年9月30日までの間は、短期入所生活介護費のイ並びにロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

短期入所生活介護費（1日につき）

	イ 単独型		ロ 単独型 ユニット型	イ 併設型		ロ 併設型 ユニット型
	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室	従来型個室	多床室	個室 個室的多床 室
要介護1	638 単位	638 単位	738 単位	596 単位	596 単位	696 単位
要介護2	707 単位	707 単位	806 単位	665 単位	665 単位	764 単位
要介護3	778 単位	778 単位	881 単位	737 単位	737 単位	838 単位
要介護4	847 単位	847 単位	949 単位	806 単位	806 単位	908 単位
要介護5	916 単位	916 単位	1,017 単位	874 単位	874 単位	976 単位

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定

*利用者が連続して30日を超えてサービスを受ける場合、30日超以降については算定しない

【注】

項 目	単 位	
夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合	所定単位数の 97/100	
利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	所定単位数の 70/100	
介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100	
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合（ユニット型のみ）	所定単位数の 97/100	
共生型短期入所生活介護を行う場合（指定短期入所事業所が行う場合） （併設型（ユニット型除く）のみ）	所定単位数の 92/100	
生活相談員配置等加算（併設型（ユニット型除く）のみ）	+13 単位/日	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）	+100 単位/月	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	+200 単位/月	
ただし、個別機能訓練加算を算定している場合	+100 単位/月	
機能訓練指導員配置加算（専従の機能訓練指導員を配置している場合）	+12 単位/日	
個別機能訓練加算	+56 単位/日	
看護体制加算（Ⅰ）	+4 単位/日	
看護体制加算（Ⅱ）	+8 単位/日	
看護体制加算（Ⅲ）	利用定員 29 人以下	+12 単位/日
	利用定員 30 人以上 50 人以下	+6 単位/日

看護体制加算 (Ⅳ)	利用定員 29 人以下	+23 単位/日
	利用定員 30 人以上 50 人以下	+13 単位/日
医療連携強化加算		+58 単位/日
夜勤職員配置加算 (Ⅰ)	ユニット型以外	+13 単位/日
夜勤職員配置加算 (Ⅱ)	ユニット型	+18 単位/日
夜勤職員配置加算 (Ⅲ)	ユニット型以外	+15 単位/日
夜勤職員配置加算 (Ⅳ)	ユニット型	+20 単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7 日間を限度)		+200 単位/日
若年性認知症利用者受入加算		+120 単位/日
利用者に対して送迎を行う場合		+184 単位/片道
緊急短期入所受入加算 (7 日 (やむを得ない事情がある場合は 14 日) 間を限度)		+90 単位/日
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合		+30 単位/日

【加算】

ハ 療養食加算 (1 日に 3 回限度)		+8 単位/回
ニ 在宅中重度者受入加算	看護体制加算 (Ⅰ) 又は (Ⅲ) を算定の場合	+421 単位/日
	看護体制加算 (Ⅱ) 又は (Ⅳ) を算定の場合	+417 単位/日
	上記いずれの看護体制加算も算定の場合	+413 単位/日
	看護体制加算を算定していない場合	+425 単位/日
ホ 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)		+3 単位/日
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)		+4 単位/日
ヘ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)		+22 単位/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)		+18 単位/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)		+6 単位/日
ト 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)		+ 所定単位の 83/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)		+ 所定単位の 60/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 【★】		+ 所定単位の 33/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能)		+ 【★】 の 90/100
介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能)		+ 【★】 の 80/100
(所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計)		
チ 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)		+ 所定単位の 27/1000
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)		+ 所定単位の 23/1000
(所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計)		

- 「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

(9) 短期入所療養介護

① 介護老人保健施設

●令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)

【介護老人保健施設】

	基本型			在宅強化型		
	(1) 従来型個室	(1) 多床室	(2) ユニット型個室 同個室的多床室	(1) 従来型個室	(1) 多床室	(2) ユニット型個室 同個室的多床室
要介護1	752 単位	827 単位	833 単位	794 単位	875 単位	879 単位
要介護2	799 単位	876 単位	879 単位	867 単位	951 単位	955 単位
要介護3	861 単位	939 単位	943 単位	930 単位	1,014 単位	1,018 単位
要介護4	914 単位	991 単位	997 単位	988 単位	1,071 単位	1,075 単位
要介護5	966 単位	1,045 単位	1,049 単位	1,044 単位	1,129 単位	1,133 単位

	その他		
	(1) 従来型個室	(1) 多床室	(2) ユニット型個室 同個室的多床室
要介護1	737 単位	811 単位	816 単位
要介護2	782 単位	860 単位	863 単位
要介護3	845 単位	920 単位	924 単位
要介護4	897 単位	971 単位	977 単位
要介護5	948 単位	1,024 単位	1,028 単位

【介護療養型老人保健施設】

	看護職員を配置			看護オンコール体制		
	(1) 従来型個室	(1) 多床室	(2) ユニット型個室 同個室的多床室	(1) 従来型個室	(1) 多床室	(2) ユニット型個室 同個室的多床室
要介護1	778 単位	857 単位	944 単位	778 単位	857 単位	944 単位
要介護2	861 単位	941 単位	1,026 単位	855 単位	934 単位	1,020 単位
要介護3	976 単位	1,057 単位	1,143 単位	950 単位	1,029 単位	1,116 単位
要介護4	1,054 単位	1,135 単位	1,221 単位	1,026 単位	1,106 単位	1,193 単位
要介護5	1,131 単位	1,210 単位	1,296 単位	1,103 単位	1,183 単位	1,269 単位

【（３）特定介護老人保健施設短期入所療養介護費】

3 時間以上 4 時間未満	650 単位
4 時間以上 6 時間未満	908 単位
6 時間以上 8 時間未満	1,269 単位

*利用対象者は、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり、常時看護職員による観察が必要なもの

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定

*利用者が連続して 30 日を超えてサービスを受ける場合、30 日を超える日以降については算定しない

【注】

項 目	単 位
夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合	所定単位数の 97/100
利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	所定単位数の 70/100
医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合（ユニット型のみ）	+ 所定単位数の 97/100
夜勤職員配置加算	+24 単位/日
個別リハビリテーション実施加算（その他は算定不可）	+240 単位/日
認知症ケア加算（ユニット型、特定短期入所療養介護をのぞく）	+76 単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7 日間を限度） （特定短期入所療養介護のぞく）	+200 単位/日
緊急短期入所受入加算 （利用開始日から 7 日間（やむを得ない事情がある場合は 14 日）限度）	+90 単位/日
若年性認知症利用者受入加算 ※特定短期入所療養介護を算定の場合	+120 単位/日 +60 単位/日
重度療養管理加算（要介護 4・5 に限る）（基本型・在宅強化型のみ） ※特定短期入所療養介護を算定の場合	+120 単位/日 +60 単位/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）（基本型の場合）	+34 単位/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）（在宅強化型の場合）	+46 単位/日
利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）	+184 単位/片道
特別療養費	介護老人保健施設を参照
療養体制維持特別加算（Ⅰ）	+27 単位/日
療養体制維持特別加算（Ⅱ）	+57 単位/日

【加算】

（４）総合医学管理加算（利用中に 7 日を限度）	+275 単位/日
（５）療養食加算（1 日に 3 回限度）	+8 単位/回

(6) 認知症専門ケア加算 (I)	+3 単位/日
認知症専門ケア加算 (II)	+4 単位/日
(7) 緊急時施設療養費	
緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度)	+518 単位/日
特定治療	医科診療報酬点数表に定める 点数に10円を乗じて得た額を 算定
(8) サービス提供体制強化加算 (I)	+22 単位/日
サービス提供体制強化加算 (II)	+18 単位/日
サービス提供体制強化加算 (III)	+6 単位/日
(9) 介護職員処遇改善加算(I)	+所定単位数の 39/1000
介護職員処遇改善加算(II)	+所定単位数の 29/1000
介護職員処遇改善加算(III) 【★】	+所定単位数の 16/1000
介護職員処遇改善加算(IV) (令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の 90/100
介護職員処遇改善加算(V) (令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の 80/100
(所定単位は (1) から (8) までにより算定した単位数の合計)	
(10) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	+所定単位数の 21/1000
介護職員等特定処遇改善加算(II)	+所定単位数の 17/1000
(所定単位は (1) から (8) までにより算定した単位数の合計)	

- 「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

② 療養病床を有する病院

- 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の（１）から（５）までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

療養病床短期入所療養介護費（１日につき）

【従来型】

	（１）看護 6:1/介護 4:1		（１）看護 6:1/介護 5:1		（１）看護 6:1/介護 6:1		（３） ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
要介護 1	708 単位	814 単位	652 単位	759 単位	629 単位	738 単位	838 単位
要介護 2	813 単位	921 単位	757 単位	866 単位	738 単位	846 単位	943 単位
要介護 3	1,042 単位	1,149 単位	914 単位	1,020 単位	885 単位	993 単位	1,172 単位
要介護 4	1,139 単位	1,247 単位	1,063 単位	1,171 単位	1,037 単位	1,146 単位	1,269 単位
要介護 5	1,227 単位	1,334 単位	1,104 単位	1,211 単位	1,077 単位	1,186 単位	1,356 単位

【療養機能強化型 A】

	（１）看護 6:1/介護 4:1		（３）ユニット型
	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
要介護 1	737 単位	849 単位	867 単位
要介護 2	848 単位	960 単位	977 単位
要介護 3	1,086 単位	1,199 単位	1,216 単位
要介護 4	1,188 単位	1,300 単位	1,317 単位
要介護 5	1,279 単位	1,391 単位	1,408 単位

【療養機能強化型 B】

	（１）看護 6:1/介護 4:1		（１）看護 6:1/介護 5:1		（３）ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
要介護 1	727 単位	837 単位	667 単位	778 単位	856 単位
要介護 2	836 単位	946 単位	776 単位	886 単位	965 単位
要介護 3	1,071 単位	1,181 単位	935 単位	1,044 単位	1,201 単位
要介護 4	1,171 単位	1,280 単位	1,088 単位	1,199 単位	1,300 単位
要介護 5	1,261 単位	1,370 単位	1,130 単位	1,240 単位	1,390 単位

(経過型)

	(2) 看護 6:1/介護 4:1		(2) 看護 8:1/介護 4:1		(4) ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
要介護 1	717 単位	825 単位	717 単位	825 単位	838 単位
要介護 2	824 単位	933 単位	824 単位	933 単位	943 単位
要介護 3	971 単位	1,078 単位	930 単位	1,037 単位	1,082 単位
要介護 4	1,059 単位	1,168 単位	1,019 単位	1,125 単位	1,170 単位
要介護 5	1,148 単位	1,256 単位	1,107 単位	1,216 単位	1,257 単位

(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費

3 時間以上 4 時間未満	670 単位
4 時間以上 6 時間未満	928 単位
6 時間以上 8 時間未満	1,289 単位

*利用対象者は、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり、常時看護職員による観察が必要なもの

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定

*利用者が連続して 30 日を超えてサービスを受ける場合、30 日を超える日以降については算定しない

【注】

項目	単位
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	▲25 単位/日
利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	所定単位数の 70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合（看護 6:1/介護 6:1, 看護 8:1/介護 4:1, (3), (4), (5) のみ）	所定単位数の 70/100
看護師が基準に定められた看護職員の員数に 20/100 を乗じて得た数未満の場合（同上）	所定単位数の 90/100
僻地の医師確保計画を届出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に 60/100 を乗じて得た数未満である場合	▲12 単位/日
僻地の医師確保計画を届出したもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に 60/100 を乗じて得た数未満である場合（看護 6:1/介護 6:1, 看護 8:1/介護 4:1, (3), (4), (5) のみ）	所定単位数の 90/100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合（ユニット型のみ）※	所定単位数の 97/100
病院療養病床療養環境減算（廊下幅が設備基準を満たさない場合）	▲25 単位/日
医師の配置について医療法施行規則第 49 条の規定が適用されている場合	▲12 単位/日
夜間勤務等看護（Ⅰ）※	+23 単位/日
夜間勤務等看護（Ⅱ）※	+14 単位/日
夜間勤務等看護（Ⅲ）※	+14 単位/日

夜間勤務等看護（Ⅳ）※	+7 単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算※（7日間を限度）	+200 単位/日
緊急短期入所受入加算（7日（やむを得ない事情がある場合は14日）間を限度）	+90 単位/日
若年性認知症利用者受入加算	+120 単位/日
※特定短期入所療養介護の場合	+60 単位/日
利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）	+184 単位/片道

【加算】

（6）療養食加算（1日に3回限度）	+8 単位/回
（7）認知症専門ケア加算（Ⅰ）	+3 単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	+4 単位/日
（8）特定診療費	介護療養型医療施設を参照
（9）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	+22 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	+18 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	+6 単位/日
（10）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 26/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 19/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）【★】	+所定単位の 10/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 80/100
（所定単位は、（1）から（9）までにより算定した単位数の合計）	
（11）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 15/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 11/1000
（所定単位は、（1）から（9）までにより算定した単位数の合計）	

- ※は（5）を算定する場合を除く
- 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
- 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
- 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

③ 診療所

●令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の（1）から（3）までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

診療所

	(1) 看護 6:1/介護 6:1		(1) 看護/介護 3:1		(2) ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
要介護 1	690 単位	796 単位	611 単位	719 単位	818 単位
要介護 2	740 単位	846 単位	656 単位	763 単位	869 単位
要介護 3	789 単位	897 単位	700 単位	808 単位	918 単位
要介護 4	839 単位	945 単位	746 単位	853 単位	967 単位
要介護 5	889 単位	995 単位	790 単位	898 単位	1,017 単位

診療所 【療養機能強化型 A】

	(1) 看護 6:1/介護 6:1		(2) ユニット型
	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
要介護 1	717 単位	829 単位	846 単位
要介護 2	770 単位	882 単位	899 単位
要介護 3	822 単位	934 単位	950 単位
要介護 4	874 単位	985 単位	1,001 単位
要介護 5	926 単位	1,037 単位	1,054 単位

診療所 【療養機能強化型 B】

	(1) 看護 6:1/介護 6:1		(2) ユニット型
	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
要介護 1	708 単位	818 単位	836 単位
要介護 2	759 単位	870 単位	888 単位
要介護 3	810 単位	921 単位	939 単位
要介護 4	861 単位	971 単位	989 単位
要介護 5	913 単位	1,023 単位	1,040 単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

3 時間以上 4 時間未満	670 単位
4 時間以上 6 時間未満	928 単位
6 時間以上 8 時間未満	1,289 単位

*利用対象者は、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり、常時看護職員による観察が必要なもの

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定

*利用者が連続して30日を超えてサービスを受ける場合、30日を超える日以降については算定しない

【注】

項目	単位
利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	所定単位数の70/100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合（ユニット型のみ）	所定単位数の97/100
診療所設備基準減算（廊下幅が設備基準を満たさない場合）	▲60単位/日
食堂を有しない場合	▲25単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算（利用開始日から7日間限度） （特定診療所短期入所療養介護除く）	+200単位/日
緊急短期入所受入加算（7日間（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	+90単位/日
若年性認知症利用者受入加算	+120単位/日
※特定短期入所療養介護の場合	+60単位/日
利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）	+184単位/片道

【加算】

(4) 療養食加算（1日に3回限度）	+8単位/回
(5) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	+3単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	+4単位/日
(6) 特定診療費	介護療養型医療施設を参照
(7) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	+22単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	+18単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	+6単位/日
(8) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の26/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の19/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】	+所定単位の10/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の80/100
（所定単位は、（1）から（7）までにより算定した単位数の合計）	
(9) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位数の15/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位数の11/1000
（所定単位は、（1）から（7）までにより算定した単位数の合計）	

●「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

④ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院

●令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(4)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

老人性認知症疾患療養病棟（一般病棟）

	(1) 看護 4:1/介護 4:1		(1) 看護 4:1/介護 5:1		(1) 看護 4:1/介護 6:1		(3) ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
要介護 1	986 単位	1,094 単位	958 単位	1,066 単位	942 単位	1,049 単位	1,115 単位
要介護 2	1,055 単位	1,163 単位	1,025 単位	1,132 単位	1,008 単位	1,116 単位	1,183 単位
要介護 3	1,124 単位	1,230 単位	1,091 単位	1,200 単位	1,073 単位	1,180 単位	1,253 単位
要介護 4	1,193 単位	1,302 単位	1,158 単位	1,266 単位	1,138 単位	1,247 単位	1,322 単位
要介護 5	1,260 単位	1,369 単位	1,224 単位	1,333 単位	1,204 単位	1,312 単位	1,390 単位

老人性認知症疾患療養病棟（一般病棟）

	(1) 経過措置型※	
	従来型個室	多床室
要介護 1	881 単位	990 単位
要介護 2	947 単位	1,055 単位
要介護 3	1,013 単位	1,121 単位
要介護 4	1,078 単位	1,186 単位
要介護 5	1,143 単位	1,251 単位

老人性認知症疾患療養病床（大学病院）

	(1) 看護 3:1/介護 6:1		(3) ユニット型
	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
	1,042 単位	1,150 単位	1,171 単位
	1,108 単位	1,216 単位	1,236 単位
	1,173 単位	1,280 単位	1,303 単位
	1,239 単位	1,348 単位	1,368 単位
	1,305 単位	1,412 単位	1,434 単位

※経過措置型…当分の間、利用者数を4で除した数と5で除した数の差まで介護職員とすることができる

(2) 老人性認知症疾患療養病棟（経過型）

	従来型個室	多床室
要介護 1	786 単位	894 単位
要介護 2	850 単位	960 単位
要介護 3	917 単位	1,025 単位
要介護 4	983 単位	1,091 単位
要介護 5	1,048 単位	1,156 単位

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費

3 時間以上 4 時間未満	670 単位
4 時間以上 6 時間未満	927 単位
6 時間以上 8 時間未満	1,288 単位

*利用対象者は、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり、常時看護師による観察が必要なもの

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定

*利用者が連続して30日を超えてサービスを受ける場合、30日を超える日以降については算定しない

【注】

項目	単位
利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	所定単位数の70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 (看護4:1/介護4:1、看護4:1介護5:1の場合を除く)	所定単位数の70/100
看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 (看護4:1介護4:1、看護4:1介護5:1の場合を除く)	所定単位数の90/100
僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	▲12単位/日
僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 (看護4:1介護4:1、看護4:1介護5:1の場合を除く)	所定単位数の90/100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	所定単位数の97/100
緊急短期入所受入加算(7日間(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	+90単位/日
利用者に対して送迎を行う場合(送迎加算)	+184単位/片道

【加算】

(5) 療養食加算(1日に3回限度)	+8単位/回
(6) 特定診療費	介護療養型医療施設を参照
(7) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	+22単位/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	+18単位/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	+6単位/日
(8) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位数の26/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位数の19/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 【★】	+所定単位数の10/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の90/100
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の80/100
(所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計)	
(9) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位数の15/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位数の11/1000
(所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計)	

●「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

③介護医療院

●令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の（1）から（7）までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）

【Ⅰ型】（療養機能強化型相当）

	療養機能強化型A相当 看護6:1/介護4:1			療養機能強化型B相当 看護6:1/介護4:1		
	(1) 従来型個室	(1) 多床室	(4) ユニット型個室 同個室の多床室	(1) 従来型個室	(1) 多床室	(4) ユニット型個室 同個室の多床室
要介護1	762 単位	875 単位	892 単位	752 単位	862 単位	882 単位
要介護2	874 単位	985 単位	1,002 単位	861 単位	972 単位	990 単位
要介護3	1,112 単位	1,224 単位	1,242 単位	1,096 単位	1,207 単位	1,226 単位
要介護4	1,214 単位	1,325 単位	1,343 単位	1,197 単位	1,306 単位	1,325 単位
要介護5	1,305 単位	1,416 単位	1,434 単位	1,287 単位	1,396 単位	1,415 単位

	療養機能強化型B相当 看護6:1/介護5:1		その他		
	(1) 従来型個室	(1) 多床室	(3) 従来型個室	(3) 多床室	(6) ユニット型個室 同個室の多床室
要介護1	736 単位	846 単位	702 単位	805 単位	841 単位
要介護2	845 単位	955 単位	804 単位	910 単位	943 単位
要介護3	1,080 単位	1,190 単位	1,029 単位	1,132 単位	1,168 単位
要介護4	1,180 単位	1,290 単位	1,123 単位	1,228 単位	1,262 単位
要介護5	1,270 単位	1,380 単位	1,210 単位	1,313 単位	1,347 単位

【Ⅱ型】（転換老健相当）

	(2) 転換老健相当 看護6:1/介護4:1		(2) 転換老健相当 看護6:1/介護5:1		(2) 転換老健相当 看護6:1/介護6:1	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要介護1	716 単位	828 単位	700 単位	811 単位	689 単位	800 単位
要介護2	812 単位	925 単位	796 単位	908 単位	785 単位	897 単位
要介護3	1,022 単位	1,133 単位	1,006 単位	1,117 単位	994 単位	1,106 単位
要介護4	1,111 単位	1,223 単位	1,094 単位	1,207 単位	1,083 単位	1,196 単位
要介護5	1,192 単位	1,303 単位	1,175 単位	1,287 単位	1,163 単位	1,275 単位

(5) ユニット型個室 同個室的多床室	
要介護1	891 単位
要介護2	993 単位
要介護3	1,215 単位
要介護4	1,309 単位
要介護5	1,394 単位

その他		
(3) 従来型個室	(3) 多床室	(6) ユニット型個室 同個室的多床室
656 単位	762 単位	849 単位
748 単位	855 単位	946 単位
947 単位	1,054 単位	1,156 単位
1,032 単位	1,137 単位	1,247 単位
1,108 単位	1,214 単位	1,326 単位

(7) 特定介護医療院短期入所療養介護費

3 時間以上 4 時間未満	670 単位
4 時間以上 6 時間未満	928 単位
6 時間以上 8 時間未満	1,289 単位

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定

*利用者が連続して 30 日を超えてサービスを受ける場合、30 日を超える日以降については算定しない

【注】

項 目	単 位
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	▲25 単位/日
利用者の数及び入所者の数の合計数が入所者の定員を超える場合	所定単位数の 70/100
医師、薬剤師、看護職員、介護職員の員数が基準を満たさない場合	所定単位数の 70/100
看護師が基準に定められた看護職員の員数に 20/100 を乗じて得た数未満の場合（療養機能強化型 B 相当のユニット型看護 6:1/介護 4:1 および看護 6:1/介護 5:1、その他の場合のみ）	所定単位数の 90/100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合（ユニット型のみ）	所定単位数の 97/100
療養環境の基準（廊下）を満たさない場合（療養環境減算（Ⅰ））	▲25 単位/日
療養環境の基準（療養室）を満たさない場合（療養環境減算（Ⅱ））	▲25 単位/日
夜間勤務等看護（Ⅰ）※	+23 単位/日
夜間勤務等看護（Ⅱ）※	+14 単位/日
夜間勤務等看護（Ⅲ）※	+14 単位/日
夜間勤務等看護（Ⅳ）※	+7 単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算※（7 日間を限度）	+200 単位/日
緊急短期入所受入加算（利用開始日から 7 日間（やむを得ない事情がある場合は 14 日）限度）	+90 単位/日

若年性認知症利用者受入加算	+120 単位/日
ただし、特定短期入所療養介護を算定している場合	+60 単位/日
利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）	+184 単位/片道

【加算】

(8) 療養食加算（1日に3回限度）		+8 単位/回
(9) 緊急時施設診療費		
緊急時治療管理		+518 単位/日
特定治療		医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額を算定
(10) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）		+3 単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）		+4 単位/日
(11) 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ）	要介護1・2	+140 単位/日
	要介護3・4・5	+40 単位/日
重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ）	要介護1・2	+200 単位/日
	要介護3・4・5	+100 単位/日
(12) 特別診療費 （（3）及び（6）を適用する場合には適用しない。）		介護医療院を参照
(13) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		+22 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		+18 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		+6 単位/日
(14) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		+ 所定単位の 26/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		+ 所定単位の 19/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】		+ 所定単位の 10/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和4年3月31日まで算定可能）		+ 【★】 の 90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和4年3月31日まで算定可能）		+ 【★】 の 80/100
（所定単位は、（1）から（13）までにより算定した単位数の合計）		
(15) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		+ 所定単位の 15/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		+ 所定単位の 11/1000
（所定単位は、（1）から（13）までにより算定した単位数の合計）		

- ※について、（7）を算定する場合を除く
- 「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
- 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

(10) 特定施設入居者生活介護

- 令和3年9月30日までの間は、特定施設入居者生活介護費のイからハ及びイ、ロ及び委託先である指定介護予防サービス事業者により居宅サービスが行われる場合のうち訪問介護について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

要介護1	538 単位
要介護2	604 単位
要介護3	674 単位
要介護4	738 単位
要介護5	807 単位

【注】（イを算定する場合）

項目	単位	
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100	
身体拘束廃止未実施減算	要介護1	▲54 単位/日
	要介護2	▲60 単位/日
	要介護3	▲67 単位/日
	要介護4	▲74 単位/日
	要介護5	▲81 単位/日
入居継続支援加算（Ⅰ）	+36 単位/日	
入居継続支援加算（Ⅱ）	+22 単位/日	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）	+100 単位/月	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	+200 単位/月	
ただし、個別機能訓練加算を算定している場合	+100 単位/月	
個別機能訓練加算（Ⅰ）	+12 単位/日	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	+20 単位/月	
ADL維持等加算（Ⅰ）	+30 単位/月	
ADL維持等加算（Ⅱ）	+60 単位/月	
夜間看護体制加算	+10 単位/日	
若年性認知症入居者受入加算	+120 単位/日	
医療機関連携加算	+80 単位/月	
口腔衛生管理体制加算	+30 単位/月	
口腔・栄養スクリーニング加算（6月に1回限度）	+20 単位/回	
科学的介護推進体制加算	+40 単位/月	

【加算】（イを算定する場合）

二 退院・退所時連携加算		+30 単位/日
ホ 看取り介護加算（Ⅰ）	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	+72 単位/日
	死亡日以前 4 日以上 30 日以下	+144 単位/日
	死亡日前日または前々日	+680 単位/日
	死亡日	+1,280 単位/日
看取り介護加算（Ⅱ）	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	+572 単位/日
	死亡日以前 4 日以上 30 日以下	+644 単位/日
	死亡日前日または前々日	+1,180 単位/日
	死亡日	+1,780 単位/日
へ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）		+3 単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）		+4 単位/日
ト サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		+22 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		+18 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		+6 単位/日
チ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		+ 所定単位の 82/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		+ 所定単位の 60/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】		+ 所定単位の 33/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能）		+ 【★】 の 90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能）		+ 【★】 の 80/100
（所定単位はイからトまでにより算定した単位数の合計）		
リ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		+ 所定単位の 18/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		+ 所定単位の 12/1000
（所定単位はイからトまでにより算定した単位数の合計）		

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費

基本部分	83 単位/日
------	---------

【注】（ロを算定する場合）

項目	単位
介護職員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100
障害者等支援加算	+20 単位/日

委託先である指定介護予防サービス事業者により提供される場合	・訪問介護	
	身体介護	
	所要時間 15 分未満の場合	+96 単位
	所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	+193 単位
	所要時間 30 分以上 1 時間 30 分未満の場合	262 単位に、所要時間 30 分から計算して 15 分増すごとに 87 単位を加算
	所要時間 1 時間 30 分以上の場合	561 単位に、所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間が 15 分増すごとに 37 単位を加算
	生活援助	
	所要時間 15 分未満の場合	+49 単位
	所要時間 15 分以上 1 時間未満の場合	96 単位に、所要時間 15 分から計算して 15 分増すごとに 49 単位を加算
	所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満の場合	+219 単位
	所要時間 1 時間 15 分以上の場合	+262 単位
	通院等乗降介助	+87 単位/回
	・他の訪問系サービス及び通所系サービス	+通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100
	・福祉用具貸与	通常の福祉用具貸与と同様
※ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。		

【加算】（ロを算定する場合）

ト サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	+22 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	+18 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	+6 単位/日
チ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 82/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位 60/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】	+所定単位の 33/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能）	+【★】の 90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能）	+【★】の 80/100
（所定単位はイからトまでにより算定した単位数の合計）	
リ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 18/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 12/1000
（所定単位はイからトまでにより算定した単位数の合計）	

※ロのみの単位数限度額（1月につき）

要介護 1	16,355 単位
要介護 2	18,362 単位
要介護 3	20,490 単位
要介護 4	22,435 単位
要介護 5	24,533 単位

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）

要介護 1	538 単位
要介護 2	604 単位
要介護 3	674 単位
要介護 4	738 単位
要介護 5	807 単位

【注】（ハを算定している場合）

項 目	単 位
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100
夜間看護体制加算	+10 単位/日
若年性認知症入居者受入加算	+120 単位/日

【加算】（ハを算定している場合）

ト サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	+22 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	+18 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	+6 単位/日
チ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 82/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 60/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】	+所定単位の 33/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和 4 年 3 月 3 1 日まで算定可能）	+【★】の 90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和 4 年 3 月 3 1 日まで算定可能）	+【★】の 80/100
（所定単位はイからトまでにより算定した単位数の合計）	
リ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 18/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 12/1000
（所定単位はイからトまでにより算定した単位数の合計）	

●短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

(11) 福祉用具貸与

福祉用具貸与費（1月につき）

現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数ある場合四捨五入）

*利用者が特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費は、算定しない

【注】

項目	単位
特別地域介護予防福祉用具貸与加算	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度）
中山間地域等における小規模事業所加算	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度）
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度）

- 「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
- 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトの算定は不可。要介護1から要介護3の者については自動排泄処理装置の算定は不可（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）

2. 居宅介護支援

●令和3年9月30日までの間は、居宅介護支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

イ 居宅介護支援費（1月につき）

（Ⅰ）居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所

ケアマネジャー 1人当たり取扱件 数	（i）40件未満、または 40件以上の取扱の場合、 40件未満の部分	（ii）40件以上の取扱の 場合、40件以上60件未 満の部分	（iii）40件以上取扱の 場合、60件以上の部分
要介護1・2	1,076 単位	539 単位	323 単位
要介護3・4・5	1,398 単位	698 単位	418 単位

（Ⅱ）一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている事業所

ケアマネジャー 1人当たり取扱 件数	（i）45件未満または45 件以上の取扱の場合、45 件未満の部分	（ii）45件以上の取扱の 場合、45件以上60件未 満の部分	（iii）40件以上取扱の 場合、60件以上の部分
要介護1・2	1,076 単位	522 単位	313 単位
要介護3・4・5	1,398 単位	677 単位	406 単位

*利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。）、認知症対応型共同生活介護（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは複合型サービス（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない

【注】

項 目	単 位
運営基準減算（運営基準減算が2月以上継続している場合は、算定しない）	所定単位数の50/100
特別地域居宅介護支援加算（iの場合のみ）	+所定単位数の15/100
中山間地域等における小規模事業所加算（iの場合のみ）	+所定単位数の10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+所定単位数の5/100
特定事業所集中減算	▲200 単位/月

【加算】

ロ 初回加算	+300 単位/月
ハ 特定事業所加算（Ⅰ）	+505 単位/月
特定事業所加算（Ⅱ）	+407 単位/月
特定事業所加算（Ⅲ）	+309 単位/月
特定事業所加算（A）	+100 単位/月
ニ 特定事業所医療介護連携加算	+125 単位/月
ホ 入院時情報連携加算（Ⅰ）	+200 単位/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	+100 単位/月
ヘ 退院・退所加算（Ⅰ）イ	+450 単位
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	+600 単位
退院・退所加算（Ⅱ）イ	+600 単位
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	+750 単位
退院・退所加算（Ⅲ）	+900 単位
ト 通院時情報連携加算	+50 単位
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算（1月に2回を限度）	+200 単位
リ ターミナルケアマネジメント加算 （死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合）	+400 単位

3. 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設（特養）

●令和3年9月30日までの間は、介護福祉施設サービス費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護福祉施設サービス費（1日につき）

従来型：入所定員31人以上

	イ 従来型個室	イ 多床室	ロ ユニット型個室	ロ ユニット型多床室
要介護1	573 単位	573 単位	652 単位	652 単位
要介護2	641 単位	641 単位	720 単位	720 単位
要介護3	712 単位	712 単位	793 単位	793 単位
要介護4	780 単位	780 単位	862 単位	862 単位
要介護5	847 単位	847 単位	929 単位	929 単位

経過的小規模：入所定員30人

	イ 従来型個室	イ 多床室	ロ 経過的小規模ユニット型個室	ロ 経過的小規模ユニット型多床室
要介護1	675 単位	675 単位	747 単位	747 単位
要介護2	741 単位	741 単位	813 単位	813 単位
要介護3	812 単位	812 単位	885 単位	885 単位
要介護4	878 単位	878 単位	950 単位	950 単位
要介護5	942 単位	942 単位	1,015 単位	1,015 単位

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者、従来型個室への経過措置的入所者については、多床室の単位数を算定

【注】

項目	単位
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	所定単位の 97/100
入所者の数が入所定員を超える場合	所定単位の 70/100
介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	所定単位の 70/100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合(ユニット型のみ)	所定単位の 97/100
身体拘束廃止未実施減算	【別表参照】
安全管理体制未実施減算（令和3年10月1日から適用）	▲5 単位/日
栄養管理の基準を満たさない場合（令和6年4月1日から適用）	▲14 単位/日

日常生活継続支援加算（ユニット型のぞく）		+36 単位/日
日常生活継続支援加算（ユニット型のみ）		+46 単位/日
看護体制加算（Ⅰ）	入所定員 30 人以上 50 人以下	+6 単位/日
	入所定員 51 人以上又は経過的小規模	+4 単位/日
看護体制加算（Ⅱ）	入所定員 30 人以上 50 人以下	+13 単位/日
	入所定員 51 人以上又は経過的小規模	+8 単位/日
夜勤職員配置加算（Ⅰ） （ユニット型のぞく）	入所定員 30 人以上 50 人以下	+22 単位/日
	入所定員 51 人以上又は経過的小規模	+13 単位/日
夜勤職員配置加算（Ⅱ） （ユニット型のみ）	入所定員 30 人以上 50 人以下	+27 単位/日
	入所定員 51 人以上又は経過的小規模	+18 単位/日
夜勤職員配置加算（Ⅲ） （ユニット型のぞく）	入所定員 30 人以上 50 人以下	+28 単位/日
	入所定員 51 人以上又は経過的小規模	+16 単位/日
夜勤職員配置加算（Ⅳ） （ユニット型のみ）	入所定員 30 人以上 50 人以下	+33 単位/日
	入所定員 51 人以上又は経過的小規模	+21 単位/日
準ユニットケア加算（ユニット型のぞく）		+5 単位/日
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）		+100 単位/月
生活機能向上連携加算（Ⅱ） ただし、個別機能訓練加算を算定している場合		+200 単位/月 +100 単位/月
個別機能訓練加算（Ⅰ）		+12 単位/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）		+20 単位/月
A D L維持等加算（Ⅰ）		+30 単位/月
A D L維持等加算（Ⅱ）		+60 単位/月
若年性認知症入所者受入加算		+120 単位/日
専従の常勤医師を配置している場合		+25 単位/日
精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合		+5 単位/日
障害者生活支援体制加算（Ⅰ）		+26 単位/日
障害者生活支援体制加算（Ⅱ）		+41 単位/日
外泊時費用 （入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定）		246 単位/日
外泊時在宅サービス利用費用 （入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定）		560 単位/日

【加算】

ハ 初期加算	+30 単位/日
ニ 再入所時栄養連携加算	+200 単位/回

(入所者1人につき1回を限度。)(栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。)		
ホ	退所前訪問相談援助加算(入所中1回(又は2回)を限度)	+460 単位/回
	退所後訪問相談援助加算(退所後1回を限度)	+460 単位/回
	退所時相談援助加算 (入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合)	+400 単位/回
	退所前連携加算 (居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合)	+500 単位/回
ヘ	栄養マネジメント強化加算	+11 単位/日
ト	経口移行加算(栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。)	+28 単位/日
チ	経口維持加算(Ⅰ) (栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。)	+400 単位/月
	経口維持加算(Ⅱ) (経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。)	+100 単位/月
リ	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	+90 単位/月
	口腔衛生管理加算(Ⅱ) (歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合)	+110 単位/月
ヌ	療養食加算(1日に3回を限度)	+6 単位/回
ル	配置医師緊急時対応加算 早朝・夜間の場合	+650 単位/回
	深夜の場合	+1,300 単位/回
ヲ	看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日以前31日以上45日以下	+72 単位/日
	死亡日以前4日以上30日以下	+144 単位/日
	死亡日前日及び前々日	+680 単位/日
	死亡日	+1,280 単位/日
看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日以前31日以上45日以下	+72 単位/日
	死亡日以前4日以上30日以下	+144 単位/日
	死亡日前日及び前々日	+780 単位/日
	死亡日	+1,580 単位/日
ワ	在宅復帰支援機能加算	+10 単位/日
カ	在宅・入所相互利用加算	+40 単位/日

ヨ 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	+3 単位/日
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	+4 単位/日
タ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後 7 日に限り)	+200 単位/日
レ 褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	+3 単位/月
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	+13 単位/月
褥瘡マネジメント加算 (Ⅲ) (令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能) (3 月に 1 回を限度)	+10 単位/月
ソ 排せつ支援加算 (Ⅰ)	+10 単位/月
排せつ支援加算 (Ⅱ)	+15 単位/月
排せつ支援加算 (Ⅲ)	+20 単位/月
排せつ支援加算 (Ⅳ) (令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能)	+100 単位/月
ツ 自立支援促進加算	+300 単位/月
ネ 科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	+40 単位/月
科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	+50 単位/月
ナ 安全対策体制加算 (入所者 1 人に対し 1 回を限度)	+20 単位
ラ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	+22 単位/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	+18 単位/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	+6 単位/日
ム 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	+所定単位の 83/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	+所定単位の 60/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 【★】	+所定単位の 33/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能)	+【★】の 90/100
介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能)	+【★】の 80/100
(所定単位は、イからラまでにより算定した単位数の合計)	
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	+所定単位の 27/1000
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	+所定単位の 23/1000
(所定単位は、イからラまでにより算定した単位数の合計)	

【別表】身体拘束廃止未実施減算 (1日につき)

従来型：入所定員31人以上

	イ 従来型個室	イ 多床室	ロ ユニット型 個室	ロ ユニット型 多床室
要介護1	▲57単位	▲57単位	▲65単位	▲65単位
要介護2	▲64単位	▲64単位	▲72単位	▲72単位
要介護3	▲71単位	▲71単位	▲79単位	▲79単位
要介護4	▲78単位	▲78単位	▲86単位	▲86単位
要介護5	▲85単位	▲85単位	▲93単位	▲93単位

経過的小規模：入所定員30人

	イ 従来型個室	イ 多床室	ロ 経過的 ユニット型個室	ロ 経過的 ユニット型多床室
要介護1	▲68単位	▲68単位	▲75単位	▲75単位
要介護2	▲74単位	▲74単位	▲81単位	▲81単位
要介護3	▲81単位	▲81単位	▲89単位	▲89単位
要介護4	▲88単位	▲88単位	▲95単位	▲95単位
要介護5	▲94単位	▲94単位	▲102単位	▲102単位

(2) 介護老人保健施設（老健）

●令和3年9月30日までの間は、介護保健施設サービス費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護保健施設サービス費（1日につき）

①介護老人保健施設

	基本型			在宅強化型		
	イ 従来型個室	イ 多床室	ロ ユニット型個室 同個室的多床室	イ 従来型個室	イ 多床室	ロ ユニット型個室 同個室的多床室
要介護1	714 単位	788 単位	796 単位	756 単位	836 単位	841 単位
要介護2	759 単位	836 単位	841 単位	828 単位	910 単位	915 単位
要介護3	821 単位	898 単位	903 単位	890 単位	974 単位	978 単位
要介護4	874 単位	949 単位	956 単位	946 単位	1,030 単位	1,035 単位
要介護5	925 単位	1,003 単位	1,009 単位	1,003 単位	1,085 単位	1,090 単位

②介護療養型老人保健施設

	看護職員を配置			看護オンコール体制		
	イ 従来型個室	イ 多床室	ロ ユニット型個室 同個室的多床室	イ 従来型個室	イ 多床室	ロ ユニット型個室 同個室的多床室
要介護1	739 単位	818 単位	904 単位	739 単位	818 単位	904 単位
要介護2	822 単位	900 単位	987 単位	816 単位	894 単位	980 単位
要介護3	935 単位	1,016 単位	1,100 単位	909 単位	989 単位	1,074 単位
要介護4	1,013 単位	1,091 単位	1,176 単位	986 単位	1,063 単位	1,149 単位
要介護5	1,087 単位	1,165 単位	1,252 単位	1,060 単位	1,138 単位	1,225 単位

③その他

	イ 従来型個室	イ 多床室	ロ ユニット型個室 同個室的多床室
要介護1	700 単位	772 単位	779 単位
要介護2	744 単位	820 単位	825 単位
要介護3	805 単位	880 単位	885 単位
要介護4	856 単位	930 単位	937 単位
要介護5	907 単位	982 単位	988 単位

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者、従来型個室への経過措置的入所者については、多床室の単位数を算定

【注】

項目	単位	
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	所定単位数の 97/100	
入所者の数が入所定員を超える場合	所定単位数の 70/100	
医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100	
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合（ユニット型のみ）	所定単位数の 97/100	
身体拘束廃止未実施減算	【別表 1 参照】	
安全管理体制未実施減算（令和 3 年 1 0 月 1 日から適用する）	▲5 単位/日	
栄養管理の基準を満たさない場合（令和 6 年 4 月 1 日から適用する）	▲14 単位/日	
夜勤職員配置加算	+24 単位/日	
短期集中リハビリテーション実施加算※	+240 単位/日	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算※（週 3 日を限度）	+240 単位/日	
認知症ケア加算（ユニット型のぞく）	+76 単位/日	
若年性認知症入所者受入加算	+120 単位/日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）（基本型の場合）	+34 単位/日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）（在宅強化型の場合）	+46 単位/日	
外泊時費用 （入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて算定）	362 単位/日	
外泊時費用（在宅サービスを利用する場合） （入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて算定）	800 単位/日	
ターミナルケア加算 （療養型老健以外）	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	+80 単位/日
	死亡日以前 4 日以上 30 日以下	+160 単位/日
	死亡日前日及び前々日	+820 単位/日
	死亡日	+1,650 単位/日
ターミナルケア加算 （療養型老健）	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	+80 単位/日
	死亡日以前 4 日以上 30 日以下	+160 単位/日
	死亡日前日及び前々日	+850 単位/日
	死亡日	+1,700 単位/日
特別療養費	【別表 2 参照】	

療養体制維持特別加算（Ⅰ）	+27 単位/日
療養体制維持特別加算（Ⅱ）	+57 単位/日

【加算】

ハ 初期加算	+30 単位/日	
ニ 再入所時栄養連携加算※ (栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。)	+200 単位/回	
ホ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ）※ (入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定)	+450 単位/回	
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）※ (入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定)	+480 単位/回	
ヘ 退所時等 支援加算※	試行的退所時指導加算 (入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合)	+400 単位/回
	退所時情報提供加算 (退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合)	+500 単位/回
	入退所前連携加算（Ⅰ） (居宅介護支援事業者と入退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合)	+600 単位/回
	入退所前連携加算（Ⅱ） (同上)	+400 単位/回
訪問看護指示加算（入所者1人につき1回を限度）	+300 単位/回	
ト 栄養マネジメント強化加算	+11 単位/日	
チ 経口移行加算※（栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。）	+28 単位/日	
リ 経口維持加算（Ⅰ）※ (栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。)	+400 単位/月	
経口維持加算（Ⅱ）※ (経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。)	+100 単位/月	
ヌ 口腔衛生管理加算（Ⅰ）※ (歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合)	+90 単位/月	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）※（同上）	+110 単位/月	

ル 療養食加算（1日に3回を限度）	+6 単位/回
ヲ 在宅復帰支援機能加算（療養型老健に限り）	+10 単位/日
ワ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）※（入所者1人につき1回を限度）	+100 単位/回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）※（同上）	+240 単位/回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）※（同上）	+100 単位/回
カ 緊急時施設療養費	
緊急時治療管理（1月に1回3日を限度）	+518 単位/日
特定治療	医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額を算定
コ 所定疾患施設療養費（Ⅰ）※（1月に1回7日を限度）	+239 単位/日
所定疾患施設療養費（Ⅱ）※（1月に1回10日を限度）	+480 単位/日
タ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	+3 単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	+4 単位/日
レ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（入所後7日に限り）	+200 単位/回
ソ 認知症情報提供加算	+350 単位/回
ツ 地域連携診療計画情報提供加算※（入所者1人につき1回を限度）	+300 単位/回
ネ リハビリテーションマネジメント計画書情報提供加算※	+33 単位/月
ナ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）※（基本型・在宅強化型を算定する場合のみ）	+3 単位/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）※（同上）	+13 単位/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）※（同上） （3月に1回を限度）（令和4年3月31日まで算定可能）	+10 単位/月
ラ 排せつ支援加算（Ⅰ）※	+10 単位/月
排せつ支援加算（Ⅱ）※	+15 単位/月
排せつ支援加算（Ⅲ）※	+20 単位/月
排せつ支援加算（Ⅳ）※（令和4年3月31日まで算定可能）	+100 単位/月
ム 自立支援促進加算※	+300 単位/回
ウ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）※	+40 単位/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）※	+60 単位/月
キ 安全対策体制加算（入所者1人につき1回を限度）	+20 単位/回
ノ サービス提供体制加算（Ⅰ）	+22 単位/日
サービス提供体制加算（Ⅱ）	+18 単位/日
サービス提供体制加算（Ⅲ）	+6 単位/日
オ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 39/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 29/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】	+所定単位の 16/1000

介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の90/100
介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の80/100
(所定単位は、イからノまでにより算定した単位数の合計)	
ク 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位の21/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位の17/1000
(所定単位は、イからノまでにより算定した単位数の合計)	

- 「③その他」を適用する場合には、※を適用しない
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症 短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。

【別表1】 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき)

①介護老人保健施設

	基本型			在宅強化型		
	イ 従来型個室	イ 多床室	ロ ユニット型個室同個室的多床室	イ 従来型個室	イ 多床室	ロ ユニット型個室同個室的多床室
要介護1	▲71 単位	▲79 単位	▲80 単位	▲76 単位	▲84 単位	▲84 単位
要介護2	▲76 単位	▲84 単位	▲84 単位	▲83 単位	▲91 単位	▲92 単位
要介護3	▲82 単位	▲90 単位	▲90 単位	▲89 単位	▲97 単位	▲98 単位
要介護4	▲87 単位	▲95 単位	▲96 単位	▲95 単位	▲103 単位	▲104 単位
要介護5	▲93 単位	▲100 単位	▲101 単位	▲100 単位	▲109 単位	▲109 単位

②介護療養型老人保健施設

	看護職員を配置			看護オンコール体制		
	イ 従来型個室	イ 多床室	ロ ユニット型個室同個室的多床室	イ 従来型個室	イ 多床室	ロ ユニット型個室同個室的多床室
要介護1	▲74 単位	▲82 単位	▲90 単位	▲74 単位	▲82 単位	▲90 単位
要介護2	▲82 単位	▲90 単位	▲99 単位	▲82 単位	▲89 単位	▲98 単位
要介護3	▲94 単位	▲102 単位	▲110 単位	▲91 単位	▲99 単位	▲107 単位
要介護4	▲101 単位	▲109 単位	▲118 単位	▲99 単位	▲106 単位	▲115 単位
要介護5	▲109 単位	▲117 単位	▲125 単位	▲106 単位	▲114 単位	▲123 単位

③その他

	イ 従来型個室	イ 多床室	ロ ユニット型個室 同個室的多床室
要介護 1	▲70 単位	▲77 単位	▲78 単位
要介護 2	▲74 単位	▲82 単位	▲83 単位
要介護 3	▲81 単位	▲88 単位	▲89 単位
要介護 4	▲86 単位	▲93 単位	▲94 単位
要介護 5	▲91 単位	▲98 単位	▲99 単位

【別表 2】特別療養費（介護療養型老人保健施設）

下記に定める項目について、所定単位数に 10 円を乗じて得た額を算定する。

	特別療養費項目名	所定単位数
1	感染対策指導管理	6 単位/日
2	褥瘡対策指導管理	6 単位/日
3	初期入所診療管理（短期入所サービスをのぞく）	250 単位
4	重度療養管理	120 単位/日
5	特定施設管理	250 単位/日
	個室加算	300 単位/日
	2 人部屋加算	150 単位/日
6	重症皮膚潰瘍管理指導	18 単位/日
7	薬剤管理指導	350 単位/回
	麻薬管理指導加算	50 単位/回
8	医学情報提供	250 単位
9	リハビリテーション指導管理（短期入所サービスをのぞく）	10 単位/日
10	言語聴覚療法	180 単位/回
	利用者又は入所者 1 人につき 1 日 3 回に限り算定するものとし、その利用を開始又は入所した日から起算して 4 月を超えた期間において、1 月に合計 11 回以上行った場合、11 回目以降のもの	所定単位数の 70/100
	リハビリテーション体制強化加算	35 単位/回
11	摂食機能療法	185 単位/日
12	精神科作業療法	220 単位/日
13	認知症老人入所精神療法	330 単位/週

(3) 介護療養型医療施設

①病院

- 令和3年9月30日までの間は、介護療養施設サービス費（介護療養型医療施設）の（1）から（4）までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護療養施設サービス費（1日につき）

【療養機能強化型以外】

	(1) 看護 6:1/介護 4:1		(1) 看護 6:1/介護 5:1		(1) 看護 6:1/介護 6:1		(3) ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 同個室の 多床室
要介護 1	593 単位	686 単位	542 単位	638 単位	522 単位	619 単位	706 単位
要介護 2	685 単位	781 単位	636 単位	731 単位	619 単位	714 単位	801 単位
要介護 3	889 単位	982 単位	774 単位	869 単位	748 単位	845 単位	1,002 単位
要介護 4	974 単位	1,070 単位	907 単位	1,001 単位	884 単位	980 単位	1,090 単位
要介護 5	1,052 単位	1,146 単位	943 単位	1,037 単位	919 単位	1,015 単位	1,166 単位

【療養機能強化型 A】

	(1) 看護 6:1/介護 4:1		(3) ユニット型
	従来型個室	多床室	個室 同個室の多床室
要介護 1	618 単位	717 単位	732 単位
要介護 2	716 単位	815 単位	830 単位
要介護 3	927 単位	1,026 単位	1,042 単位
要介護 4	1,017 単位	1,117 単位	1,132 単位
要介護 5	1,099 単位	1,198 単位	1,213 単位

【療養機能強化型 B】

	(1) 看護 6:1/介護 4:1		(1) 看護 6:1/介護 5:1		(3) ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 同個室の多床室
要介護 1	609 単位	705 単位	557 単位	654 単位	723 単位
要介護 2	704 単位	803 単位	652 単位	749 単位	819 単位
要介護 3	914 単位	1,010 単位	793 単位	891 単位	1,028 単位
要介護 4	1,001 単位	1,099 単位	929 単位	1,026 単位	1,117 単位
要介護 5	1,082 単位	1,180 単位	966 単位	1,062 単位	1,197 単位

(経過型)

	(2) 看護 6:1/介護 4:1		(2) 看護 8:1/介護 4:1		(4) ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 同個室的多床室
要介護 1	601 単位	695 単位	601 単位	695 単位	706 単位
要介護 2	694 単位	792 単位	694 単位	792 単位	801 単位
要介護 3	825 単位	920 単位	789 単位	884 単位	924 単位
要介護 4	903 単位	999 単位	868 単位	962 単位	1,000 単位
要介護 5	981 単位	1,078 単位	945 単位	1,042 単位	1,079 単位

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者、従来型個室への経過措置的入所者については、多床室の単位数を算定

【注】

項 目	単 位
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	▲25 単位/日
入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	所定単位数の 70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 (看護 6:1 介護 6:1、看護 8:1 介護 4:1、ユニット型の場合)	所定単位数の 70/100
介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100
看護師が基準に定められた看護職員の員数に 20/100 を乗じて得た数未満の場合 (看護 6:1 介護 6:1、看護 8:1 介護 4:1、ユニット型の場合)	所定単位数の 90/100
僻地の医師確保計画 を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に 60/100 を乗じて得た数未満である場合	▲12 単位/日
僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に 60/100 を乗じて得た数未満である場合 (看護 6:1 介護 6:1、看護 8:1 介護 4:1、ユニット型の場合)	所定単位数の 90/100
一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合 (療養機能強化型以外)	所定単位数の 95/100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合 (ユニット型のみ)	所定単位数の 97/100
身体拘束廃止未実施減算	【別表 1 参照】
病院療養病床療養環境減算 (廊下幅が設備基準を満たさない場合)	▲25 単位/日
医師の配置について医療法施行規則第 4 9 条の規定が適用されている場合	▲12 単位/日
移行計画が未提出である場合	所定単位数の 90/100
安全管理体制未実施減算 (令和 3 年 1 0 月 1 日から適用する)	▲5 単位/日
栄養管理の基準を満たさない場合 (令和 6 年 4 月 1 日から適用する)	▲14 単位/日

夜間勤務等看護（Ⅰ）	+23 単位
夜間勤務等看護（Ⅱ）	+14 単位
夜間勤務等看護（Ⅲ）	+14 単位
夜間勤務等看護（Ⅳ）	+7 単位
若年性認知症患者受入加算	+120 単位/日
外泊時費用（入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定）	362 単位/日
試行的退院サービス費 （入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として算定（(2)及び(4)の基本単価に限る。））	800 単位/日
他科受診時費用（入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて算定）	362 単位/日

【加算】

(5) 初期加算	+30 単位/日	
(6) 退院時等指導加算※	退院前訪問指導加算（入院中1回（又は2回）を限度）	+460 単位/回
	退院後訪問指導加算（退院後1回を限度）	+460 単位/回
	退院時指導加算 （入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合）	+400 単位/回
	退院時情報提供加算 （退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合）	+500 単位/回
	退院前連携加算 （居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合）	+500 単位/回
訪問看護指示加算※（入院患者1人につき1回を限度）	+300 単位/回	
(7) 低栄養リスク改善加算※ （栄養管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。）	+300 単位/月	
(8) 経口移行加算※ （栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。）	+28 単位/日	
(9) 経口維持加算(Ⅰ)※ （栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。）	+400 単位/月	
経口維持加算(Ⅱ)※ （経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。）	+100 単位/月	
(10) 口腔衛生管理加算※	+90 単位/月	

(歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合)	
(11) 療養食加算(1日に3回を限度)	+6 単位/回
(12) 在宅復帰支援機能加算※	+10 単位/日
(13) 特定診療費※	【別表2参照】
(14) 認知症専門ケア加算(I)	+3 単位/日
認知症専門ケア加算(II)	+4 単位/日
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算(入院後7日に限り)	+200 単位/日
(16) 排せつ支援加算※	+100 単位/月
(17) 安全対策体制加算※ (入院患者1人につき1回を限度)	+20 単位/回
(18) サービス提供体制強化加算(I)	+22 単位/日
サービス提供体制強化加算(II)	+18 単位/日
サービス提供体制強化加算(III)	+6 単位/日
(19) 介護職員処遇改善加算(I)	+所定単位の26/1000
介護職員処遇改善加算(II)	+所定単位の19/1000
介護職員処遇改善加算(III) 【★】	+所定単位の10/1000
介護職員処遇改善加算(IV)(令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の90/100
介護職員処遇改善加算(V)(令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の80/100
(所定単位は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計)	
(20) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	+所定単位の15/1000
介護職員等特定処遇改善加算(II)	+所定単位の11/1000
(所定単位は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計)	

- 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
- 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
- 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、※を適用しない。

②診療所

- 令和3年9月30日までの間は、介護療養施設サービス費の（１）及び（２）について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【療養機能強化型以外】

	（１）看護 6:1/介護 6:1		（１）看護/介護 3:1		（２）ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 同個室的多床室
要介護 1	576 単位	670 単位	506 単位	602 単位	689 単位
要介護 2	620 単位	714 単位	546 単位	641 単位	734 単位
要介護 3	664 単位	759 単位	585 単位	681 単位	778 単位
要介護 4	707 単位	802 単位	626 単位	720 単位	821 単位
要介護 5	752 単位	846 単位	665 単位	760 単位	865 単位

【療養機能強化型 A】

	（１）看護 6:1/介護 6:1		（２）ユニット型
	従来型個室	多床室	個室 同個室的多床室
要介護 1	601 単位	699 単位	714 単位
要介護 2	647 単位	746 単位	761 単位
要介護 3	692 単位	792 単位	807 単位
要介護 4	738 単位	837 単位	852 単位
要介護 5	785 単位	884 単位	899 単位

【療養機能強化型 B】

	（１）看護 6:1/介護 6:1		（２）ユニット型
	従来型個室	多床室	個室 同個室的多床室
要介護 1	593 単位	689 単位	705 単位
要介護 2	638 単位	735 単位	751 単位
要介護 3	683 単位	781 単位	797 単位
要介護 4	728 単位	825 単位	841 単位
要介護 5	774 単位	872 単位	887 単位

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者、従来型個室への経過措置的入所者については、多床室の単位数を算定

【注】

項目	単位
入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	所定単位数の 70/100
一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合 (療養機能強化型以外)	所定単位数の 95/100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合 (ユニット型のみ)	所定単位数の 97/100
身体拘束廃止未実施減算	【別表 1 参照】
診療所療養病床設備基準減算 (廊下幅が設備基準を満たさない場合)	▲60 単位/日
移行計画が未提出である場合	所定単位数の 90/100
安全管理体制未実施減算 (令和 3 年 1 0 月 1 日から適用する)	▲5 単位/日
栄養管理の基準を満たさない場合 (令和 6 年 4 月 1 日から適用する)	▲14 単位/日
若年性認知症患者受入加算	+120 単位/日
外泊時費用 (入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて算定)	362 単位/日
他科受診時費用 (入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1 月に 4 日を限度として所定単位数に代えて算定)	362 単位/日

【加算】

(3) 初期加算	+30 単位/日	
(4) 退院時等指導加算※	退院前訪問指導加算 (入院中 1 回 (又は 2 回) を限度)	+460 単位/回
	退院後訪問指導加算 (退院後 1 回を限度)	+460 単位/回
	退院時指導加算 (入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合)	+400 単位/回
	退院時情報提供加算 (退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合)	+500 単位/回
	退院前連携加算 (居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合)	+500 単位/回
訪問看護指示加算※ (入院患者 1 人につき 1 回を限度)	+300 単位/回	
(5) 低栄養リスク改善加算※ (栄養管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。)	+300 単位/月	
(6) 経口移行加算※ (栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。)	+28 単位/日	
(7) 経口維持加算(I)※ (栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場	+400 単位/月	

合は、算定しない。)	
経口維持加算(Ⅱ)※ (経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。)	+100 単位/月
(8) 口腔衛生管理加算※ (歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合)	+90 単位/月
(9) 療養食加算(1日に3回を限度)	+6 単位/回
(10) 在宅復帰支援機能加算※	+10 単位/日
(11) 特定診療費※	【別表2参照】
(12) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	+3 単位/日
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	+4 単位/日
(13) 認知症行動・心理症状緊急対応加算(入院後7日に限り)	+200 単位/日
(14) 排せつ支援加算※	+100 単位/月
(15) 安全対策体制加算※ (入院患者1人につき1回を限度)	+20 単位/回
(16) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	+22 単位/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	+18 単位/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	+6 単位/日
(17) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位の26/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位の19/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 【★】	+所定単位の10/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の90/100
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の80/100
(所定単位は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計)	
(18) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位の15/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位の11/1000
(所定単位は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計)	

●一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、※を適用しない。

③老人性認知症疾患療養病床

●令和3年9月30日までの間は、介護療養施設サービス費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

老人性認知症疾患療養病棟（一般病院）

	(1) 看護 4:1/介護 4:1		(1) 看護 4:1/介護 5:1		(1) 看護 4:1/介護 6:1		(3) ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 同個室的多床室
要介護 1	930 単位	1,037 単位	902 単位	1,009 単位	887 単位	993 単位	1,057 単位
要介護 2	998 単位	1,104 単位	969 単位	1,074 単位	951 単位	1,058 単位	1,124 単位
要介護 3	1,066 単位	1,171 単位	1,034 単位	1,141 単位	1,016 単位	1,121 単位	1,194 単位
要介護 4	1,133 単位	1,241 単位	1,099 単位	1,207 単位	1,080 単位	1,188 単位	1,261 単位
要介護 5	1,201 単位	1,307 単位	1,165 単位	1,271 単位	1,145 単位	1,251 単位	1,328 単位

老人性認知症疾患療養病棟（一般病院）

	(1) 経過措置型※	
	従来型個室	多床室
要介護 1	827 単位	934 単位
要介護 2	892 単位	998 単位
要介護 3	956 単位	1,063 単位
要介護 4	1,021 単位	1,127 単位
要介護 5	1,085 単位	1,192 単位

老人性認知症疾患療養病床（大学病院）

	(1) 看護 3:1/介護 6:1		(3) ユニット型
	従来型個室	多床室	個室 同個室的多床室
	986 単位	1,091 単位	1,112 単位
	1,050 単位	1,157 単位	1,177 単位
	1,114 単位	1,221 単位	1,242 単位
	1,179 単位	1,286 単位	1,306 単位
	1,244 単位	1,350 単位	1,371 単位

※ 経過措置型…当分の間、利用者数を4で除した数と5で除した数の差まで介護職員とすることができる

老人性認知症疾患療養病棟（経過型）

	(2)	(2)
	従来型個室	多床室
要介護 1	733 単位	840 単位
要介護 2	797 単位	904 単位
要介護 3	863 単位	969 単位
要介護 4	927 単位	1,034 単位
要介護 5	992 単位	1,097 単位

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者、従来型個室への経過措置的入所者については、多床室の単位数を算定

【注】

項目	単位
入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	所定単位数の 70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 (看護 4:1 介護 4:1、看護 4:1 介護 5:1 をのぞく)	所定単位数の 70/100
介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100
看護師が基準に定められた看護職員の員数に 20/100 を乗じて得た数未満の場合 (看護 4:1 介護 4:1、看護 4:1 介護 5:1 をのぞく)	所定単位数の 90/100
僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に 60/100 を乗じて得た数未満である場合	▲12 単位/日
僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に 60/100 を乗じて得た数未満である場合 (看護 4:1 介護 4:1、看護 4:1 介護 5:1 をのぞく)	所定単位数の 90/100
一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合	所定単位数の 95/100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合 (ユニット型のみ)	所定単位数の 97/100
身体拘束廃止未実施減算	【別表 1 参照】
移行計画が未提出である場合	所定単位数の 90/100
安全管理体制未実施減算 (令和 3 年 1 0 月 1 日から適用する)	▲5 単位/日
栄養管理の基準を満たさない場合 (令和 6 年 4 月 1 日から適用する)	▲14 単位/日
外泊時費用 (入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて算定)	362 単位/日
他科受診時費用 (入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1 月に 4 日を限度として所定単位数に代えて算定)	362 単位/日

【加算】

(4) 初期加算		+30 単位/日
(5) 退院時等指導等加算※	退院前訪問指導加算 (入院中 1 回 (又は 2 回) を限度)	+460 単位/回
	退院後訪問指導加算 (退院後 1 回を限度)	+460 単位/回
	退院時指導加算 (入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合)	+400 単位/回
	退院時情報提供加算 (退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合)	+500 単位/回
	退院前連携加算 (居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合)	+500 単位/回
訪問看護指示加算※ (入院患者 1 人につき 1 回を限度)		+300 単位/回

(6) 低栄養リスク改善加算※ (栄養管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない)	+300 単位/月
(7) 経口移行加算※ (栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない)	+28 単位/日
(8) 経口維持加算(I)※ (栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない)	+400 単位/月
経口維持加算(II)※ (経口維持加算 (I) を算定していない場合には、算定しない)	+100 単位/月
(9) 口腔衛生管理加算※ (歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合)	+90 単位/月
(10) 療養食加算 (1日に3回を限度)	+6 単位/回
(11) 在宅復帰支援機能加算※	+10 単位/日
(12) 特定診療費※	【別表2参照】
(13) 排せつ支援加算※	+100 単位/月
(14) 安全対策体制加算※ (入院患者1人につき1回を限度)	+20 単位/回
(15) サービス提供体制強化加算 (I)	+22 単位/日
サービス提供体制強化加算 (II)	+18 単位/日
サービス提供体制強化加算 (III)	+6 単位/日
(16) 介護職員処遇改善加算(I)	+所定単位の26/1000
介護職員処遇改善加算(II)	+所定単位の19/1000
介護職員処遇改善加算(III) 【★】	+所定単位の10/1000
介護職員処遇改善加算(IV) (令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の90/100
介護職員処遇改善加算(V) (令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の80/100
(所定単位は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計)	
(17) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	+所定単位の15/1000
介護職員等特定処遇改善加算(II)	+所定単位の11/1000
(所定単位は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計)	

●一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、※を適用しない。

【別表1】身体拘束廃止未実施減算（1日につき）

病院 【療養機能強化型以外】

	(1) 看護 6:1/介護 4:1		(1) 看護 6:1/介護 5:1		(1) 看護 6:1/介護 6:1		(3) ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 同個室の 多床室
要介護 1	▲59 単位	▲69 単位	▲54 単位	▲64 単位	▲52 単位	▲62 単位	▲71 単位
要介護 2	▲69 単位	▲78 単位	▲64 単位	▲73 単位	▲62 単位	▲71 単位	▲80 単位
要介護 3	▲89 単位	▲98 単位	▲77 単位	▲87 単位	▲75 単位	▲85 単位	▲100 単位
要介護 4	▲97 単位	▲107 単位	▲91 単位	▲100 単位	▲88 単位	▲98 単位	▲109 単位
要介護 5	▲105 単位	▲115 単位	▲94 単位	▲104 単位	▲92 単位	▲102 単位	▲117 単位

病院 【療養機能強化型 A】

	(1) 看護 6:1/介護 4:1		(3) ユニット型
	従来型個室	多床室	個室 同個室の多床室
要介護 1	▲62 単位	▲72 単位	▲73 単位
要介護 2	▲72 単位	▲82 単位	▲83 単位
要介護 3	▲93 単位	▲103 単位	▲104 単位
要介護 4	▲102 単位	▲112 単位	▲113 単位
要介護 5	▲110 単位	▲120 単位	▲121 単位

病院 【療養機能強化型 B】

	(1) 看護 6:1/介護 4:1		(1) 看護 6:1/介護 5:1		(3) ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 同個室の多床室
要介護 1	▲61 単位	▲71 単位	▲56 単位	▲65 単位	▲72 単位
要介護 2	▲70 単位	▲80 単位	▲65 単位	▲75 単位	▲82 単位
要介護 3	▲91 単位	▲101 単位	▲79 単位	▲89 単位	▲103 単位
要介護 4	▲100 単位	▲110 単位	▲93 単位	▲103 単位	▲112 単位
要介護 5	▲108 単位	▲118 単位	▲97 単位	▲106 単位	▲120 単位

病院（経過型）

	（２）看護 6:1/介護 4:1		（２）看護 8:1/介護 4:1		（４）ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 同個室の多床室
要介護 1	▲60 単位	▲70 単位	▲60 単位	▲70 単位	▲71 単位
要介護 2	▲69 単位	▲79 単位	▲69 単位	▲79 単位	▲80 単位
要介護 3	▲83 単位	▲92 単位	▲79 単位	▲88 単位	▲92 単位
要介護 4	▲90 単位	▲100 単位	▲87 単位	▲96 単位	▲100 単位
要介護 5	▲98 単位	▲108 単位	▲95 単位	▲104 単位	▲108 単位

診療所【療養機能強化型以外】

	（１）看護 6:1/介護 6:1		（１）看護/介護 3:1		（２）ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 同個室の多床室
要介護 1	▲58 単位	▲67 単位	▲51 単位	▲60 単位	▲69 単位
要介護 2	▲62 単位	▲71 単位	▲55 単位	▲64 単位	▲73 単位
要介護 3	▲66 単位	▲76 単位	▲59 単位	▲68 単位	▲78 単位
要介護 4	▲71 単位	▲80 単位	▲63 単位	▲72 単位	▲82 単位
要介護 5	▲75 単位	▲85 単位	▲67 単位	▲76 単位	▲87 単位

診療所【療養機能強化型 A】

	（１）看護 6:1/介護 6:1		（２）ユニット型
	従来型個室	多床室	個室 同個室の多床室
要介護 1	▲60 単位	▲70 単位	▲71 単位
要介護 2	▲65 単位	▲75 単位	▲76 単位
要介護 3	▲69 単位	▲79 単位	▲81 単位
要介護 4	▲74 単位	▲84 単位	▲85 単位
要介護 5	▲79 単位	▲88 単位	▲90 単位

診療所【療養機能強化型B】

	(1) 看護 6:1/介護 6:1		(2) ユニット型
	従来型個室	多床室	個室 同個室的多床室
要介護 1	▲59 単位	▲69 単位	▲71 単位
要介護 2	▲64 単位	▲74 単位	▲75 単位
要介護 3	▲68 単位	▲78 単位	▲80 単位
要介護 4	▲73 単位	▲83 単位	▲84 単位
要介護 5	▲77 単位	▲87 単位	▲89 単位

老人性認知症疾患療養病棟（一般病院）

	(1) 看護 4:1/介護 4:1		(1) 看護 4:1/介護 5:1		(1) 看護 4:1/介護 6:1		(3) ユニット型
	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室	個室 同個室の 多床室
要介護 1	▲93 単位	▲104 単位	▲90 単位	▲101 単位	▲89 単位	▲99 単位	▲106 単位
要介護 2	▲100 単位	▲110 単位	▲97 単位	▲107 単位	▲95 単位	▲106 単位	▲112 単位
要介護 3	▲107 単位	▲117 単位	▲103 単位	▲114 単位	▲102 単位	▲112 単位	▲119 単位
要介護 4	▲113 単位	▲124 単位	▲110 単位	▲121 単位	▲108 単位	▲119 単位	▲126 単位
要介護 5	▲120 単位	▲131 単位	▲117 単位	▲127 単位	▲115 単位	▲125 単位	▲133 単位

老人性認知症疾患療養病棟（一般病院）

	(1) 経過措置型※	
	従来型個室	多床室
要介護 1	▲83 単位	▲93 単位
要介護 2	▲89 単位	▲100 単位
要介護 3	▲96 単位	▲106 単位
要介護 4	▲102 単位	▲113 単位
要介護 5	▲109 単位	▲119 単位

老人性認知症疾患療養病床（大学病院等）

	(1) 看護 3:1/介護 6:1		(3) ユニット型
	従来型個室	多床室	個室 同個室的多床室
	▲99 単位	▲109 単位	▲111 単位
	▲105 単位	▲116 単位	▲118 単位
	▲111 単位	▲122 単位	▲124 単位
	▲118 単位	▲129 単位	▲131 単位
	▲124 単位	▲135 単位	▲137 単位

※ 経過措置型 当分の間、利用者数を 4 で除した数と 5 で除した数の差まで介護職員とすることができる

老人性認知症疾患療養病棟（経過型）

	(2) 従来型個室	(2) 多床室
要介護 1	▲73 単位	▲84 単位
要介護 2	▲80 単位	▲90 単位
要介護 3	▲86 単位	▲97 単位
要介護 4	▲93 単位	▲103 単位
要介護 5	▲99 単位	▲110 単位

【別表 2】 特定診療費（病院・診療所・老人性認知症疾患療養病棟）

下記に定める項目について、所定単位数に 10 円を乗じて得た額を算定

	特定診療費項目名	所定単位数
1	感染対策指導管理	6 単位/日
2	褥瘡対策指導管理（Ⅰ）	6 単位/日
	褥瘡対策指導管理（Ⅱ）	10 単位/日
3	初期入所診療管理	250 単位
4	重度療養管理 （短期入所サービスのみ）	125 単位/日
5	特定施設管理	250 単位/日
	個室加算	300 単位/日
	2 人部屋加算	150 単位/日
6	重症皮膚潰瘍管理指導	18 単位/日
7	薬剤管理指導	350 単位/回
	入所者ごとの服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方の実施に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合	20 単位/月
	麻薬管理指導加算	50 単位/回
8	医学情報提供（Ⅰ）	220 単位
	医学情報提供（Ⅱ）	290 単位
9	理学療法（Ⅰ）	123 単位/回
	理学療法（Ⅱ）	73 単位/回
	利用者又は入所者 1 人につき 1 日 3 回に限り算定するものとし、その利用を開始又は入所した日から起算して 4 月を超えた期間において、1 月に合計 11 回以上行った場合、11 回目以降のもの	所定単位数の 70/100
	リハビリテーション計画加算 （短期入所サービスのみ）	480 単位/回

	日常動作訓練指導加算 (短期入所サービスのみ)	300 単位/回
	リハビリテーション体制強化加算	35 単位/回
	入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	33 単位/月
10	作業療法	123 単位/回
	利用者又は入所者 1 人につき 1 日 3 回に限り算定するものとし、その利用を開始又は入所した日から起算して 4 月を超えた期間において、1 月に合計 11 回以上行った場合、11 回目以降のもの	所定単位数の 70/100
	リハビリテーション計画加算 (短期入所サービスのみ)	480 単位/回
	日常動作訓練指導加算 (短期入所サービスのみ)	300 単位/回
	リハビリテーション体制強化加算	35 単位/回
	入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	33 単位/月
11	言語聴覚療法	203 単位/回
	利用者又は入所者 1 人につき 1 日 3 回に限り算定するものとし、その利用を開始又は入所した日から起算して 4 月を超えた期間において、1 月に合計 11 回以上行った場合、11 回目以降のもの	所定単位数の 70/100
	リハビリテーション体制強化加算	35 単位/回
	入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	33 単位/月
12	集団コミュニケーション療法	50 単位/回
13	摂食機能療法	208 単位/日
14	短期集中リハビリテーション	240 単位/日
15	認知症短期集中リハビリテーション	240 単位/日
16	精神科作業療法	220 単位/日
17	認知症老人入院精神療法	330 単位/週

(4) 介護医療院

●令和3年9月30日までの間は、介護医療院サービス費のイからへまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

I 型（療養機能強化型相当）

	(1) 療養機能強化型A相当			(2) 療養機能強化型B相当		
	イ 従来型個室	イ 多床室	ニ ユニット型個室 同個室的多床室	イ 従来型個室	イ 多床室	ニ ユニット型個室 同個室的多床室
要介護1	714 単位	825 単位	842 単位	704 単位	813 単位	832 単位
要介護2	824 単位	934 単位	951 単位	812 単位	921 単位	939 単位
要介護3	1,060 単位	1,171 単位	1,188 単位	1,045 単位	1,154 単位	1,173 単位
要介護4	1,161 単位	1,271 単位	1,288 単位	1,144 単位	1,252 単位	1,271 単位
要介護5	1,251 単位	1,362 単位	1,379 単位	1,233 単位	1,342 単位	1,361 単位

	(3) 療養機能強化型B相当	
	イ従来型個室	イ多床室
要介護1	688 単位	797 単位
要介護2	796 単位	905 単位
要介護3	1,029 単位	1,137 単位
要介護4	1,127 単位	1,236 単位
要介護5	1,217 単位	1,326 単位

その他		
ハ 従来型個室	ハ 多床室	ヘ ユニット型個室 同個室的多床室
655 単位	757 単位	791 単位
756 単位	861 単位	893 単位
979 単位	1,081 単位	1,115 単位
1,071 単位	1,175 単位	1,209 単位
1,157 単位	1,259 単位	1,292 単位

II 型（転換老健相当）

	ロ (1) 転換老健相当		ロ (2) 転換老健相当		ロ (3) 転換老健相当	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要介護1	669 単位	779 単位	653 単位	763 単位	642 単位	752 単位
要介護2	764 単位	875 単位	748 単位	859 単位	736 単位	847 単位
要介護3	972 単位	1,082 単位	954 単位	1,065 単位	943 単位	1,054 単位
要介護4	1,059 単位	1,170 単位	1,043 単位	1,154 単位	1,032 単位	1,143 単位
要介護5	1,138 単位	1,249 単位	1,122 単位	1,233 単位	1,111 単位	1,222 単位

ホ ユニット型個室 同個室的多床室		その他		
		ハ 従来型個室	ハ 多床室	ヘ ユニット型個室 同個室的多床室
要介護 1	841 単位	608 単位	714 単位	800 単位
要介護 2	942 単位	700 単位	806 単位	896 単位
要介護 3	1,162 単位	897 単位	1003 単位	1,104 単位
要介護 4	1,255 単位	982 単位	1,086 単位	1,194 単位
要介護 5	1,340 単位	1,056 単位	1,161 単位	1,272 単位

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者、従来型個室への経過措置的入所者については、多床室の単位数を算定

【注】

項 目	単 位
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	▲25 単位/日
入所者の数が入所者の定員を超える場合	所定単位数の 70/100
医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100
看護師が基準に定められた 看護職員の員数に 20/100 を乗じて得た数未満の場合（Ⅰ型の（2）ニ、（3）イ、その他のみ）	所定単位数の 90/100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合（ユニット型のみ）	所定単位数の 97/100
身体拘束廃止未実施減算	【別表参照】
安全管理体制未実施減算（令和 3 年 1 0 月 1 日から適用する）	▲5 単位/日
栄養管理の基準を満たさない場合（令和 6 年 4 月 1 日から適用する）	▲14 単位/日
療養環境の基準（廊下）を満たさない場合（療養環境減算（Ⅰ））	▲25 単位/日
療養環境の基準（療養室）を満たさない場合（療養環境減算（Ⅱ））	▲25 単位/日
夜間勤務等看護（Ⅰ）	+23 単位
夜間勤務等看護（Ⅱ）	+14 単位
夜間勤務等看護（Ⅲ）	+14 単位
夜間勤務等看護（Ⅳ）	+7 単位
若年性認知症患者受入加算	+120 単位/日
外泊時費用 （入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて算定）	362 単位/日
試行的退所サービス費 （入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1 月につき 6 日を限度として算定）	800 単位/日

他科受診時費用 (入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて算定)	362 単位/日
---	----------

【加算】

ト 初期加算	+30 単位/日	
チ 再入所時栄養連携加算※ (入所者1人につき1回を限度) (栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。)	+200 単位/回	
リ 退所時等指導加算 ※	退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度)	+460 単位/回
	退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度)	+460 単位/回
	退所時指導加算 (入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合)	+400 単位/回
	退所時情報提供加算 (退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合)	+500 単位/回
	退所前連携加算 (居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合)	+500 単位/回
訪問看護指示加算※ (入所者1人につき1回を限度)	+300 単位/回	
ヌ 栄養マネジメント強化加算	+11 単位/日	
ル 経口移行加算※ (栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。)	+28 単位/日	
ヲ 経口維持加算(Ⅰ)※ (栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。)	+400 単位/月	
経口維持加算(Ⅱ)※ (経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。)	+100 単位/月	
ワ 口腔衛生管理加算(Ⅰ) ※	+90 単位/月	
口腔衛生管理加算(Ⅱ) ※ (歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合)	+110 単位/月	
カ 療養食加算 (1日に3回を限度)	+6 単位/回	
ヨ 在宅復帰支援機能加算 ※	+10 単位/日	
タ 特別診療費※	【別表2参照】	
レ 緊急時施設診療費		
緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度)	+518 単位/日	
特定治療	医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額を算定	
ソ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	+3 単位/日	

認知症専門ケア加算（Ⅱ）		+4 単位/日
ツ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（入所後 7 日に限り）		+200 単位/日
ネ 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ）	要介護 1・2	+140 単位/日
	要介護 3・4・5	+40 単位/日
重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ）	要介護 1・2	+200 単位/日
	要介護 3・4・5	+100 単位/日
ナ 排せつ支援加算（Ⅰ）※		+10 単位/月
排せつ支援加算（Ⅱ）※		+15 単位/月
排せつ支援加算（Ⅲ）※		+20 単位/月
排せつ支援加算（Ⅳ）※（令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能）		+100 単位/月
ラ 自立支援促進加算※		+300 単位/月
ム 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）※		+40 単位/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）※		+60 単位/月
ウ 長期療養生活移行加算※（入所後 90 日に限る）		+60 単位/日
キ 安全対策体制加算（入所者 1 人につき 1 回を限度）		+20 単位/回
ノ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		+22 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		+18 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		+6 単位/日
オ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		+ 所定単位の 26/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		+ 所定単位の 19/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】		+ 所定単位の 10/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能）		+ 【★】 の 90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能）		+ 【★】 の 80/100
（所定単位は、イからノまでにより算定した単位数の合計）		
ク 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		+ 所定単位の 15/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		+ 所定単位の 11/1000
（所定単位は、イからノまでにより算定した単位数の合計）		

●その他を適用する場合には、※を適用しない。

●夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

【別表1】身体拘束廃止未実施減算

I 型（療養機能強化型相当）

	(1) 療養機能強化型A相当 看護 6:1/介護 4:1			(2) 療養機能強化型B相当 看護 6:1/介護 4:1		
	従来型個室	多床室	ユニット型個室 同個室の多床室	従来型個室	多床室	ユニット型個室 同個室の多床室
要介護 1	▲71 単位	▲83 単位	▲84 単位	▲70 単位	▲81 単位	▲83 単位
要介護 2	▲82 単位	▲93 単位	▲95 単位	▲81 単位	▲92 単位	▲94 単位
要介護 3	▲106 単位	▲117 単位	▲119 単位	▲105 単位	▲115 単位	▲117 単位
要介護 4	▲116 単位	▲127 単位	▲129 単位	▲114 単位	▲125 単位	▲127 単位
要介護 5	▲125 単位	▲136 単位	▲138 単位	▲123 単位	▲134 単位	▲136 単位

	(3) 療養機能強化型B相当 看護 6:1/介護 5:1	
	従来型個室	多床室
要介護 1	▲69 単位	▲80 単位
要介護 2	▲80 単位	▲91 単位
要介護 3	▲103 単位	▲114 単位
要介護 4	▲113 単位	▲124 単位
要介護 5	▲122 単位	▲133 単位

その他		
従来型個室	多床室	ユニット型個室 同個室の多床室
▲66 単位	▲76 単位	▲79 単位
▲76 単位	▲86 単位	▲89 単位
▲98 単位	▲108 単位	▲112 単位
▲107 単位	▲118 単位	▲121 単位
▲116 単位	▲126 単位	▲129 単位

II 型（転換老健相当）

	(1) 転換老健相当 看護 6:1/介護 4:1		(2) 転換老健相当 看護 6:1/介護 5:1		(3) 転換老健相当 看護 6:1/介護 6:1	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	▲67 単位	▲78 単位	▲65 単位	▲76 単位	▲64 単位	▲75 単位
要介護 2	▲76 単位	▲88 単位	▲75 単位	▲86 単位	▲74 単位	▲85 単位
要介護 3	▲97 単位	▲108 単位	▲95 単位	▲107 単位	▲94 単位	▲105 単位
要介護 4	▲106 単位	▲117 単位	▲104 単位	▲115 単位	▲103 単位	▲114 単位
要介護 5	▲114 単位	▲125 単位	▲112 単位	▲123 単位	▲111 単位	▲122 単位

ユニット型個室 同個室的多床室	
要介護 1	▲84 単位
要介護 2	▲94 単位
要介護 3	▲116 単位
要介護 4	▲126 単位
要介護 5	▲134 単位

その他		
従来型個室	多床室	ユニット型個室 同個室的多床室
▲61 単位	▲71 単位	▲80 単位
▲70 単位	▲81 単位	▲90 単位
▲90 単位	▲100 単位	▲110 単位
▲98 単位	▲109 単位	▲119 単位
▲106 単位	▲116 単位	▲127 単位

【別表 2】 特別診療費（介護医療院）

下記に定める項目について、所定単位数に 10 円を乗じて得た額を算定

	特別診療費項目名	所定単位数
1	感染対策指導管理	6 単位/日
2	褥瘡対策指導管理（Ⅰ）	6 単位/日
	褥瘡対策指導管理（Ⅱ）	10 単位/日
3	初期入所診療管理	250 単位
4	重度療養管理 (短期入所サービスのみ)	125 単位/日
5	特定施設管理	250 単位/日
	個室加算	300 単位/日
	2 人部屋加算	150 単位/日
6	重症皮膚潰瘍管理指導	18 単位/日
7	薬剤管理指導	350 単位/回
	入所者ごとの服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方の実施に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合	20 単位/月
	麻薬管理指導加算	50 単位/回
8	医学情報提供（Ⅰ）	220 単位
	医学情報提供（Ⅱ）	290 単位
9	理学療法（Ⅰ）	123 単位/回
	理学療法（Ⅱ）	73 単位/回
	利用者又は入所者 1 人につき 1 日 3 回に限り算定するものとし、その利用を開始又は入所した日から起算して 4 月を超えた期間において、1 月に合計 11 回以上行った場合、11 回目以降のもの	所定単位数の 70/100
	リハビリテーション計画加算 (短期入所サービスのみ)	480 単位/回

	日常動作訓練指導加算 (短期入所サービスのみのみ)	300 単位/回
	リハビリテーション体制強化加算	35 単位/回
	入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	33 単位/月
10	作業療法	123 単位/回
	利用者又は入所者 1 人につき 1 日 3 回に限り算定するものとし、その利用を開始又は入所した日から起算して 4 月を超えた期間において、1 月に合計 11 回以上行った場合、11 回目以降のもの	所定単位数の 70/100
	リハビリテーション計画加算 (短期入所サービスのみのみ)	480 単位/回
	日常動作訓練指導加算 (短期入所サービスのみのみ)	300 単位/回
	リハビリテーション体制強化加算	35 単位/回
	入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	33 単位/月
11	言語聴覚療法	203 単位/回
	利用者又は入所者 1 人につき 1 日 3 回に限り算定するものとし、その利用を開始又は入所した日から起算して 4 月を超えた期間において、1 月に合計 11 回以上行った場合、11 回目以降のもの	所定単位数の 70/100
	リハビリテーション体制強化加算	35 単位/回
	入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	33 単位/月
12	集団コミュニケーション療法	50 単位/回
13	摂食機能療法	208 単位/日
14	短期集中リハビリテーション	240 単位/日
15	認知症短期集中リハビリテーション	240 単位/日
16	精神科作業療法	220 単位/日
17	認知症入所精神療法	330 単位/週

II. 介護予防サービス

1. 介護予防サービス

(1) 介護予防訪問入浴介護

●令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき)	852 単位
-----------------------	--------

*利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問入浴介護費は、算定しない

【注】

項目	単位
介護職員2人が行った場合	所定単位数の95/100
全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	所定単位数の90/100
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の90/100
事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の85/100
特別地域介護予防訪問入浴介護加算	+所定単位数の15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	+所定単位数の10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+所定単位数の5/100

【加算】

ロ 初回加算	+200 単位/月
ハ 認知症専門ケア加算 (I)	+3 単位/日
認知症専門ケア加算 (II)	+4 単位/日
ニ サービス提供体制強化加算 (I)	+44 単位/回
サービス提供体制強化加算 (II)	+36 単位/回
サービス提供体制強化加算 (III)	+12 単位/回
ホ 介護職員処遇改善加算 (I)	+所定単位の58/1000
介護職員処遇改善加算 (II)	+所定単位の42/1000
介護職員処遇改善加算 (III) 【★】	+所定単位の23/1000
介護職員処遇改善加算 (IV) (令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の90/100
介護職員処遇改善加算 (V) (令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の80/100

(所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計)

へ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位の 21/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位の 15/1000
(所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計)	

- 「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
- 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

(2) 介護予防訪問看護

- 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問看護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護予防訪問看護

	20分未満※	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
イ 訪問看護ステーション	302 単位	450 単位	792 単位	1,087 単位
訪問看護ステーションの PT・OT・ST	283 単位/回 ※1日に2回を超えて実施する場合は所得単位数の50/100			
ロ 病院・診療所	255 単位	381 単位	552 単位	812 単位

※週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能

*「20分未満」については、指定介護予防訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所であって、介護予防サービス計画または介護予防訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合。

*末期の悪性腫瘍の他、重症筋無力症、スモン、進行性筋ジストロフィー その他厚生大臣が定める疾病等の患者に対する訪問看護は、医療保険の対象

*特別訪問看護指示書が交付された場合、指示日から14日間に行われたものについては、医療保険の対象

*利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問看護費は、算定しない

【注】

項 目	単 位	
准看護師の場合	所定単位数の90/100	
夜間加算（午後6時から午後10時まで）	+所定単位数の25/100	
早朝加算（午前6時から午前8時まで）	+所定単位数の25/100	
深夜加算（午後10時から午前6時まで）	+所定単位数の50/100	
複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満	+254 単位/回
	30分以上	+402 単位/回
複数名訪問加算（Ⅱ）	30分未満	+201 単位/回
	30分以上	+317 単位/回
1時間30分以上の介護予防訪問看護	+300 単位/回	
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の90/100	
事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の85/100	
特別地域介護予防訪問看護加算	+所定単位数の15/100	

中山間地域等における小規模事業所加算		+所定単位数の 10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+所定単位数の 5/100
緊急時介護予防訪問看護加算	訪問看護ステーション	+574 単位/月
	病院・診療所	+315 単位/月
特別管理加算（Ⅰ）		+500 単位/月
特別管理加算（Ⅱ）		+250 単位/月
利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合（訪問看護ステーションの PT・OT・ST について）		▲5 単位/月

【加算】

ハ 初回加算		+300 単位/月
ニ 退院時共同指導加算		+600 単位/回
ホ 看護体制強化加算		+100 単位/月
ヘ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		+6 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		+3 単位/回

- 「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
- 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
- 1 月以内の 2 回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

(3) 介護予防訪問リハビリテーション

●令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

イ 介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき）

307 単位

*急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示をおこなった場合、指示日から14日間に行われたものについては、医療保険の対象

*利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問リハビリテーション費は、算定しない

【注】

項 目	単 位
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の90/100
事業所と同一建物の利用者の50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の85/100
特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	+所定単位数の15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	+所定単位数の10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+所定単位数の5/100
短期集中リハビリテーション実施加算	+200 単位/日
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	▲50 単位/回
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	▲5 単位/回

【加算】

ロ 事業所評価加算	+120 単位/月
ハ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	+6 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	+3 単位/回

- 「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
- 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

(4) 介護予防居宅療養管理指導

●令和3年9月30日までの間は、介護予防居宅療養管理指導費のイからホまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する

介護予防居宅療養管理指導費

イ 医師 (月2回限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費 (Ⅰ) (Ⅱ以外の場合に算定)	①単一建物居住者が1人	514 単位
		②単一建物居住者が2～9人	486 単位
		③上記①及び②以外の場合	445 単位
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費 (Ⅱ)(在宅時医学総合管理料又は 特定施設入居時等医学総合管理料 を算定する場合)	①単一建物居住者が1人	298 単位
		②単一建物居住者が2～9人	286 単位
		③上記①及び②以外の場合	259 単位
ロ 歯科医師 (月2回限度)		①単一建物居住者が1人	516 単位
		②単一建物居住者が2～9人	486 単位
		③上記①及び②以外の場合	440 単位
ハ 薬剤師	(1) 病院・診療所(1月2回限度)	①単一建物居住者が1人	565 単位
		②単一建物居住者が2～9人	416 単位
		③上記①及び②以外の場合	379 単位
	(3) 薬局(1月4回限度) ※①から③について、がん末期の 患者及び中心静脈栄養患者につい ては、週2回かつ月8回算定でき る。	①単一建物居住者が1人	517 単位
		②単一建物居住者が2～9人	378 単位
ニ 管理栄養士 (月2回限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導 事業所の管理栄養士が行った場合	①単一建物居住者が1人	544 単位
		②単一建物居住者が2～9人	486 単位
		③上記①及び②以外の場合	443 単位
	(5) 当該指定居宅療養管理指導 事業所以外の管理栄養士が行った 場合	①単一建物居住者が1人	524 単位
		②単一建物居住者が2～9人	466 単位
ホ 歯科衛生士等 (月4回限度)		①単一建物居住者が1人	361 単位
		②単一建物居住者が2～9人	325 単位
		③上記①及び②以外の場合	294 単位

【注】(医師、歯科医師、薬剤師(情報通信機器を用いて行う場合をのぞく)、管理栄養士、歯科衛生士等)

特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	+所定単位数の15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	+所定単位数の10/100

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+所定単位数の 5/100
------------------------	---------------

【注】（薬剤師（情報通信機器を用いて行う場合を除く））

項 目	単 位
特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合（麻薬管理指導加算）	+100 単位/回

(5) 介護予防通所リハビリテーション

●令和3年9月30日までの間は、介護予防通所リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

イ 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき）

要支援1	2,053 単位
要支援2	3,999 単位

*利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所リハビリテーション費は、算定しない

*他の指定介護予防通所リハビリテーション事業所が指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費は、算定しない

【注】

項 目		単 位
利用者の数が利用定員を超える場合		所定単位数の 70/100
医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合		所定単位数の 70/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+所定単位数の 5/100
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (利用開始日の属する月から6月以内)		+562 単位/月
※実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算 (減算対象月から6月以内)		所定単位数の 85/100
若年性認知症利用者受入加算		+240 単位/月
事業所と同一建物に居住する者 又は同一建物から利用する者に 介護予防通所リハビリテーションを行う場合	要支援1	▲376 単位/月
	要支援2	▲752 単位/月
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に 介護予防通所リハビリテーションを行った場合	要支援1	▲20 単位
	要支援2	▲40 単位

【加算】

ロ 運動器機能向上加算	+225 単位/月
ハ 栄養アセスメント加算	+50 単位/月
ニ 栄養改善加算	+200 単位/月
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）	+20 単位/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（同上）	+5 単位/回
へ 口腔機能向上加算（Ⅰ）	+150 単位/月
口腔機能向上加算（Ⅱ）	+160 単位/月
ト 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	+480 単位/月

(運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上のうち2つを実施)			
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) (運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上の全てを実施)		+700 単位/月	
チ	事業所評価加算	+120 単位/月	
リ	科学的介護推進体制加算	+40 単位/月	
ヌ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	+88 単位/月
		要支援2	+176 単位/月
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	+72 単位/月
		要支援2	+144 単位/月
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	+24 単位/月
		要支援2	+48 単位/月
ル	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位の 47/1000	
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位の 34/1000	
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 【★】	+所定単位の 19/1000	
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の 90/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の 80/100	
(所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計)			
ヲ	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位の 20/1000	
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位の 17/1000	
(所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計)			

- 「事業所と同一建物の利用者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
- 生活行為向上リハビリテーション実施加算については、令和3年3月31日までに算定している場合、従前の単位数を算定する。
- 「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

(6) 介護予防短期入所生活介護

●令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

	イ 単独型		ロ 単独型 ユニット型	イ 併設型		ロ 併設型 ユニット型
	従来型個室	多床室	ユニット型個室 同個室的多床室	従来型個室	多床室	ユニット型個室 同個室的多床室
要支援1	474 単位	474 単位	555 単位	446 単位	446 単位	523 単位
要支援2	589 単位	589 単位	674 単位	555 単位	555 単位	649 単位

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定

*利用者が連続して30日を超えてサービスを受ける場合、30日超以降については算定しない

【注】

項 目	単 位
夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合	所定単位数の 97/100
利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	所定単位数の 70/100
看護・介護職員が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合（ユニット型のみ）	所定単位数の 97/100
共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合 （指定短期入所事業所が行う場合）（併設型（ユニット型除く）のみ）	所定単位数の 92/100
生活相談員配置等加算（併設型（ユニット型除く）のみ）	+13 単位/日
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）	+100 単位/月
生活機能向上連携加算（Ⅱ） ただし、個別機能訓練加算を算定している場合	+200 単位/月 +100 単位/月
機能訓練体制加算	+12 単位/日
個別機能訓練加算	+56 単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間を限度）	+200 単位/日
若年性認知症利用者受入加算	+120 単位/日
利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）	+184 単位/片道

【加算】

ハ 療養食加算（1日に3回を限度）	+8 単位/回
ニ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	+3 単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	+4 単位/日

ホ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	+22 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	+18 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	+6 単位/日
へ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 83/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 60/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】	+所定単位の 33/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 80/100
（所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計）	
ト 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 27/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 23/1000
（所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計）	

- 「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

(7) 介護予防短期入所療養介護

① 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

●令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の（1）及び（2）について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【介護老人保健施設】

	基本型			在宅強化型		
	(1) 従来型個室	(1) 多床室	(2) ユニット型個室 同個室的多床室	(1) 従来型個室	(1) 多床室	(2) ユニット型個室 同個室的多床室
要支援1	577 単位	610 単位	621 単位	619 単位	658 単位	666 単位
要支援2	721 単位	768 単位	782 単位	762 単位	817 単位	828 単位

	その他		
	(1) 従来型個室	(1) 多床室	(2) ユニット型個室 同個室的多床室
要支援1	564 単位	598 単位	608 単位
要支援2	706 単位	752 単位	764 単位

【介護療養型老人保健施設】

	看護職員を配置			看護オンコール体制		
	(1) 従来型個室	(1) 多床室	(2) ユニット型個室 同個室的多床室	(1) 従来型個室	(1) 多床室	(2) ユニット型個室 同個室的多床室
要支援1	581 単位	619 単位	649 単位	581 単位	619 単位	649 単位
要支援2	725 単位	778 単位	810 単位	725 単位	778 単位	810 単位

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定

*利用者が連続して30日を超えてサービスを受ける場合、30日を超える日以降については算定しない

【注】

項目	単位
夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合	所定単位数の 97/100
利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	所定単位数の 70/100
医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100

常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合（ユニット型のみ）	所定単位数の 97/100
夜勤職員配置加算	+24 単位/日
個別リハビリテーション実施加算（「その他」は除く）	+240 単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間を限度）	+200 単位/日
若年性認知症利用者受入加算	+120 単位/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）（基本型のみ）	+34 単位/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）（在宅強化型のみ）	+46 単位/日
利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）	+184 単位/片道
特別療養費	介護老人保健施設を参照
療養体制維持特別加算（Ⅰ）	+27 単位/日
療養体制維持特別加算（Ⅱ）	+57 単位/日

【加算】

（3）総合医学管理加算（利用中に7日を限度）	+275 単位/日
（4）療養食加算（1日に3回を限度）	+8 単位/回
（5）認知症専門ケア加算（Ⅰ）	+3 単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	+4 単位/日
（6）緊急時施設療養費	
緊急時治療管理（1月に1回3日を限度）	+518 単位/日
特定治療	医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額を算定
（7）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	+22 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	+18 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	+6 単位/日
（8）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 39/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 29/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】	+所定単位の 16/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 80/100
（所定単位は、（1）から（7）までにより算定した単位数の合計）	
（9）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 21/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 17/1000
（所定単位は、（1）から（7）までにより算定した単位数の合計）	

- 「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

② 療養病床を有する病院

- 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の（１）から（４）について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

	（１）看護 6:1/介護 4:1		（１）看護 6:1/介護 5:1		（１）看護 6:1/介護 6:1		（３）ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
要支援 1	536 単位	593 単位	504 単位	563 単位	487 単位	547 単位	619 単位
要支援 2	672 単位	751 単位	631 単位	712 単位	608 単位	690 単位	779 単位

【療養機能強化型 A】

	（１）看護 6:1/介護 4:1		（３）ユニット型
	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
要支援 1	564 単位	626 単位	648 単位
要支援 2	701 単位	784 単位	808 単位

【療養機能強化型 B】

	（１）看護 6:1/介護 4:1		（１）看護 6:1/介護 5:1		（３）ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
要支援 1	554 単位	614 単位	519 単位	581 単位	638 単位
要支援 2	691 単位	772 単位	647 単位	730 単位	798 単位

（経過型）

	（２）看護 6:1/介護 4:1		（２）看護 8:1/介護 4:1		（４）ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
要支援 1	545 単位	603 単位	545 単位	603 単位	619 単位
要支援 2	681 単位	761 単位	681 単位	761 単位	779 単位

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定

*利用者が連続して 30 日を超えてサービスを受ける場合、30 日を超える日以降については算定しない

【注】

項目	単位
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	▲25 単位/日
利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	所定単位数の 70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 (看護 6:1 介護 6:1、看護 8:1 介護 4:1、ユニット型のみ)	所定単位数の 70/100
看護師が基準に定められた看護職員の員数に 20/100 を乗じて得た数未満の場合 (看護 6:1 介護 6:1、看護 8:1 介護 4:1、ユニット型のみ)	所定単位数の 90/100
僻地医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に 60/100 を乗じて得た数未満である場合	▲12 単位/日
僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に 60/100 を乗じて得た数未満である場合 (看護 6:1 介護 6:1、看護 8:1 介護 4:1、ユニット型のみ)	所定単位数の 90/100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合 (ユニット型のみ)	所定単位数の 97/100
病院療養病床療養環境減算 (廊下幅が設備基準を満たさない場合)	▲25 単位/日
医師の配置について医療法施行規則第 49 条の規定が適用されている場合	▲12 単位/日
夜間勤務等看護 (Ⅰ)	+23 単位
夜間勤務等看護 (Ⅱ)	+14 単位
夜間勤務等看護 (Ⅲ)	+14 単位
夜間勤務等看護 (Ⅳ)	+7 単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7 日間を限度)	+200 単位/日
若年性認知症利用者受入加算	+120 単位/日
利用者に対して送迎を行う場合 (送迎加算)	+184 単位/片道

【加算】

(5) 療養食加算 (1 日に 3 回を限度)	+8 単位/回
(6) 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	+3 単位/日
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	+4 単位/日
(7) 特定診療費	介護療養型医療施設を参照
(8) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	+22 単位/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	+18 単位/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	+6 単位/日
(9) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	+所定単位の 26/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	+所定単位の 19/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 【★】	+所定単位の 10/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能)	+【★】の 90/100 を算定
介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能)	+【★】の 80/100 を算定

(所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計)	
(10) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	+所定単位の 15/1000
介護職員等特定処遇改善加算(II)	+所定単位の 11/1000
(所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計)	

- 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
- 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
- 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

③ 診療所

●令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の（1）から（2）について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

診療所における介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

	（1）看護6:1/介護6:1		（1）看護/介護3:1		（2）ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
要支援1	519 単位	577 単位	461 単位	526 単位	603 単位
要支援2	652 単位	731 単位	576 単位	664 単位	759 単位

【療養機能強化型A】

	（1）看護6:1/介護6:1		（2）ユニット型
	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
要支援1	547 単位	610 単位	630 単位
要支援2	679 単位	764 単位	787 単位

【療養機能強化型B】

	（1）看護6:1/介護6:1		（2）ユニット型
	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
要支援1	538 単位	599 単位	621 単位
要支援2	670 単位	753 単位	777 単位

* 感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定

* 利用者が連続して30日を超えてサービスを受ける場合、30日を超える日以降については算定しない

【注】

項目	単位
利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	所定単位数の70/100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合（ユニット型のみ）	所定単位数の97/100
診療所設備基準減算（廊下幅が設備基準を満たさない場合）	▲60 単位/日
食堂を有しない場合	▲25 単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間を限度）	+200 単位/日

若年性認知症利用者受入加算	+120 単位/日
利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）	+184 単位/片道

【加算】

(3) 療養食加算（1日に3回を限度）	+8 単位/回
(4) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	+3 単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	+4 単位/日
(5) 特定診療費	介護療養型医療施設を参照
(6) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	+22 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	+18 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	+6 単位/日
(7) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 26/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 19/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】	+所定単位の 10/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 90/100 を算定
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 80/100 を算定
（所定単位は、（1）から（6）までにより算定した単位数の合計）	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 15/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 11/1000
（所定単位は、（1）から（6）までにより算定した単位数の合計）	

● 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

④ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院

●令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)から(3)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

老人性認知症疾患療養病棟(一般病院)

	(1) 看護 4:1/介護 4:1		(1) 看護 4:1/介護 5:1		(1) 看護 4:1/介護 6:1		(3) ユニット型
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
要支援 1	767 単位	826 単位	745 単位	804 単位	732 単位	791 単位	851 単位
要支援 2	941 単位	1,021 単位	912 単位	994 単位	896 単位	977 単位	1,048 単位

老人性認知症疾患療養病棟(一般病院)

	(1) 経過措置型※	
	従来型個室	多床室
要支援 1	671 単位	780 単位
要支援 2	835 単位	940 単位

老人性認知症疾患療養病床(大学病院)

	(1) 看護 3:1/介護 6:1		(3) ユニット型
	従来型個室	多床室	個室 個室的多床室
	831 単位	941 単位	961 単位
	997 単位	1,099 単位	1,120 単位

※経過措置型…当分の間、利用者数を4で除した数と5で除した数の差まで介護職員とすることができる

(2) 老人性認知症疾患療養病棟(経過型)

	従来型個室	多床室
要支援 1	577 単位	637 単位
要支援 2	742 単位	822 単位

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定

*利用者が連続して30日を超えてサービスを受ける場合、30日を超える日以降については算定しない

【注】

項目	単位
利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	所定単位数の 70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 (看護 4:1 介護 4:1、看護 4:1 介護 5:1 の場合をのぞく)	所定単位数の 70/100
看護師が基準に定められた看護職員の員数に 20/100 を乗じて得た数未満の場合 (看護 4:1 介護 4:1、看護 4:1 介護 5:1 の場合をのぞく)	所定単位数の 90/100
僻地医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に 60/100 を乗じて得た数未満である場合	▲12 単位/日
僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数	所定単位数の 90/100

に 60/100 を乗じて得た数未満である場合 (看護 4:1 介護 4:1、看護 4:1 介護 5:1 の場合をのぞく)	
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合 (ユニット型のみ)	所定単位数の 97/100
利用者に対して送迎を行う場合 (送迎加算)	+184 単位/片道

【加算】

(4) 療養食加算 (1日に3回を限度)	+8 単位/回
(5) 特定診療費	介護療養型医療施設を参照
(6) サービス提供体制強化加算 (I)	+22 単位/日
サービス提供体制強化加算 (II)	+18 単位/日
サービス提供体制強化加算 (III)	+6 単位/日
(7) 介護職員処遇改善加算 (I)	+所定単位の 26/1000
介護職員処遇改善加算 (II)	+所定単位の 19/1000
介護職員処遇改善加算 (III) 【★】	+所定単位の 10/1000
介護職員処遇改善加算 (IV) (令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の 90/100 を算定
介護職員処遇改善加算 (V) (令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の 80/100 を算定
(所定単位は、(1) から (6) までにより算定した単位数の合計)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	+所定単位の 15/1000
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	+所定単位の 11/1000
(所定単位は、(1) から (6) までにより算定した単位数の合計)	

- 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

⑤ 介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

- 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の（1）から（6）までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護医療院における介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

【Ⅰ型】（療養機能強化型相当）

	（一）療養機能強化型A相当			（二）療養機能強化型B相当		
	（1） 従来型個室	（1） 多床室	（4）ユニット型個室 同個室的多床室	（1） 従来型個室	（1） 多床室	（4）ユニット型個室 同個室的多床室
要支援1	590 単位	652 単位	673 単位	579 単位	640 単位	663 単位
要支援2	726 単位	810 単位	834 単位	716 単位	798 単位	824 単位

	（三）療養機能強化型B相当	
	（1）従来型個室	（1）多床室
要支援1	563 単位	623 単位
要支援2	700 単位	781 単位

その他		
（3）従来型個室	（3）多床室	（6）ユニット型個室 同個室的多床室
536 単位	593 単位	630 単位
665 単位	743 単位	782 単位

【Ⅱ型】（転換老健相当）

	（2）（一）転換老健相当		（2）（二）転換老健相当		（2）（三）転換老健相当	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要支援1	562 単位	624 単位	546 単位	608 単位	535 単位	597 単位
要支援2	688 単位	771 単位	671 単位	755 単位	660 単位	744 単位

	（5）ユニット型個室 同個室的多床室	その他		
		（3） 従来型個室	（3） 多床室	（6）ユニット型個室 同個室的多床室
要支援1	688 単位	510 単位	569 単位	656 単位
要支援2	838 単位	629 単位	709 単位	797 単位

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定

*利用者が連続して30日を超えてサービスを受ける場合、30日を超える日以降については算定しない

*特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費又はユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費を算定している介護医療院である指定介護予防短期入所量要介護事業所については、特別診療費は算定しない。

【注】

項目	単位
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	▲25 単位/日
利用者の数及び入所者の数の合計数が入所者の定員を超える場合	所定単位数の 70/100
医師、薬剤師、看護職員、介護職員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100
看護師が基準に定められた看護職員の員数に 20/100 を乗じて得た数未満の場合 (I 型 (三), (4) (二), その他の場合)	所定単位数の 90/100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合 (ユニット型のみ)	所定単位数の 97/100
療養環境の基準 (廊下) を満たさない場合 (療養環境減算 (I))	▲25 単位/日
療養環境の基準 (療養室) を満たさない場合 (療養環境減算 (II))	▲25 単位/日
夜間勤務等看護 (I)	+23 単位
夜間勤務等看護 (II)	+14 単位
夜間勤務等看護 (III)	+14 単位
夜間勤務等看護 (IV)	+7 単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7 日間を限度)	+200 単位/日
若年性認知症利用者受入加算	+120 単位/日
利用者に対して送迎を行う場合 (送迎加算)	+134 単位/片道

【加算】

(7) 療養食加算 (1 日に 3 回を限度)	+8 単位/回
(8) 緊急時施設診療費	
緊急時治療管理 (1 月に 1 回 3 日を限度)	+518 単位/日
特定治療	医科診療報酬点数表に定める点数に 10 円を乗じて得た額を算定
(9) 認知症専門ケア加算 (I)	+3 単位/日
認知症専門ケア加算 (II)	+4 単位/日
(10) 特別診療費 (その他を適用する場合には適用しない。)	介護医療院を参照
(11) サービス提供体制強化加算 (I)	+22 単位/日
サービス提供体制強化加算 (II)	+18 単位/日
サービス提供体制強化加算 (III)	+6 単位/日
(12) 介護職員処遇改善加算 (I)	+所定単位の 26/1000
介護職員処遇改善加算 (II)	+所定単位の 19/1000
介護職員処遇改善加算 (III) 【★】	+所定単位の 10/1000
介護職員処遇改善加算 (IV) (令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能)	+【★】の 90/100 を算定
介護職員処遇改善加算 (V) (令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能)	+【★】の 80/100 を算定
(所定単位は、(1) から (11) までにより算定した単位数の合計)	
(13) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	+所定単位の 15/1000

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	+ 所定単位の 11/1000
(所定単位は、(1) から (11) までにより算定した単位数の合計)	

- 「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
- 夜勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

(8) 介護予防特定施設入居者生活介護

●令和3年9月30日までの間は、介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、ロ及び委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合のうち指定訪問介護及び指定通所介護について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）

要支援1	182 単位
要支援2	311 単位

【注】（イの場合）

項目	単位	
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100	
身体拘束廃止未実施減算	要支援1	▲18 単位/日
	要支援2	▲31 単位/日
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）	+100 単位/月	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	+200 単位/月	
ただし、個別機能訓練加算を算定している場合	+100 単位/月	
個別機能訓練加算（Ⅰ）	+12 単位/日	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	+20 単位/日	
若年性認知症患者受入加算	+120 単位/日	
医療機関連携加算	+80 単位/月	
口腔衛生管理体制加算	+30 単位/月	
口腔・栄養スクリーニング加算（6月に1回を限度）	+20 単位/回	
科学的介護推進体制加算	+40 単位/月	

【加算】（イの場合）

ハ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	+3 単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	+4 単位/日
ニ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	+22 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	+18 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	+6 単位/日
ホ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 82/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 60/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】	+所定単位の 33/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 90/100 を算定
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 80/100 を算定
（所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計）	

へ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位の 18/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位の 12/1000
(所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計)	

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	56 単位/日
------	---------

【注】 (ロの場合)

項目	単位
介護職員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100
障害者等支援加算	+20 単位/日
委託先である指定 介護予防サービス 事業者により介護 予防サービスが行 われる場合	指定訪問介護 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,057 単位 ・ 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,115 単位 ・ 1週に2回を超える訪問介護が必要とされた者 (要支援2である者に限る。) 3,355 単位
	指定通所介護 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援1 1,504 単位 ・ 要支援2 3,084 単位
	介護予防訪問系及び介護 予防通所系サービス <p>通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能)</p>
	介護予防福祉用具貸与 <p>介護予防の福祉用具貸与と同様</p> <p>※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額を限度とする。 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合事業(「指定第一号訪問事業」)によるもの」がある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合事業(「指定第一号通所事業」)によるもの」がある。</p>

【加算】 (ロの場合)

二 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	+22 単位/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	+18 単位/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	+6 単位/日
ホ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位の 82/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位の 60/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 【★】	+所定単位の 33/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の 90/100 を算定
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(令和4年3月31日まで算定可能)	+【★】の 80/100 を算定
(所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計)	

へ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	+ 所定単位の 18/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	+ 所定単位の 12/1000
(所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計)	

●ロについて単位数限度額 (1月につき)

要支援 1	5,032 単位
要支援 2	10,531 単位

(9) 介護予防福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与費（1月につき）

現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数ある場合、四捨五入）

* 要支援者に対しては、車いす及び特殊寝台と各付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置については、厚生労働大臣が定める者以外は算定しない

* 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護費（介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く）又は介護予防認知症対応型共同生活介護費（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く）を算定している場合は、介護予防福祉用具貸与費は、算定しない

【注】

項 目	単 位
特別地域介護予防福祉用具貸与加算	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度）
中山間地域等における小規模事業所加算	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度）
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度）

● 「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

● 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）

2. 介護予防支援

●令和3年9月30日までの間は、介護予防支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

イ 介護予防支援費（1月につき）

438 単位

*利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、介護予防支援費は、算定しない

【加算】

項目	単位
ロ 初回加算	+300 単位/月
ハ 委託連携加算	+300 単位

Ⅲ. 地域密着型サービス

1. 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

●令和3年9月30日までの間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）一体型（1月につき）

	訪問看護サービスを行わない場合	通所サービス利用時の調整（1日につき）	訪問看護サービスを行う場合	通所サービス利用時の調整（1日につき）
要介護1	5,697 単位	▲62 単位	8,312 単位	▲91 単位
要介護2	10,168 単位	▲111 単位	12,985 単位	▲141 単位
要介護3	16,883 単位	▲184 単位	19,821 単位	▲216 単位
要介護4	21,357 単位	▲233 単位	24,434 単位	▲266 単位
要介護5	25,829 単位	▲281 単位	29,601 単位	▲322 単位

ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）連携型（1月につき）

		通所サービス利用時の調整（1日につき）
要介護1	5,697 単位	▲62 単位
要介護2	10,168 単位	▲111 単位
要介護3	16,883 単位	▲184 単位
要介護4	21,357 単位	▲233 単位
要介護5	25,829 単位	▲281 単位

*一体型で訪問看護を利用している者が、急性増悪等で一時的に医療保険の訪問看護を利用する場合は、指示の日から14日間に限り、「訪問看護サービスを行わない場合」の単位数を算定する

*利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は、算定しない

*他の定期巡回・随時対応型訪問介護事業所において定期巡回・随時対応型訪問介護を受けている者については、別に定期巡回・随時対応型訪問介護費は算定しない

【注】

項 目	単 位
准看護師によりサービス提供が行われる場合 (イにおいて訪問看護サービスを行う場合)	所定単位数の 98/100
事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	▲600 単位/月
事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合	▲900 単位/月

特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	+ 所定単位数の 15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	+ 所定単位数の 10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+ 所定単位数の 5/100
緊急時訪問看護加算	+ 315 単位/月
特別管理加算 (Ⅰ) (一体型事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ)	+ 500 単位/月
特別管理加算 (Ⅱ) (同上)	+ 250 単位/月
ターミナルケア加算 (同上) (死亡日及び前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケア実施)	+ 2,000 単位

【加算】

ハ 初期加算 (初日から 30 日限度)	+ 30 単位/日
ニ 退院時共同指導加算 (一体型事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ)	+ 600 単位/回
ホ 総合マネジメント体制強化加算	+ 1,000 単位/月
ヘ 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	+ 100 単位/月
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	+ 200 単位/月
ト 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	+ 90 単位/月
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	+ 120 単位/月
チ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	+ 750 単位/月
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	+ 640 単位/月
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	+ 350 単位/月
リ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	+ 所定単位の 137/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	+ 所定単位の 100/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 【★】	+ 所定単位の 55/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能)	+ 【★】 の 90/100
介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能)	+ 【★】 の 80/100
(所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計)	
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	+ 所定単位の 63/1000
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	+ 所定単位の 42/1000
(所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計)	

- 「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目
- 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

(2) 夜間対応型訪問介護

- 令和3年9月30日までの間は、夜間対応型訪問介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する

夜間対応型訪問介護費

イ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）（オペレーションセンター設置）	
基本夜間対応型訪問介護費	1,025 単位/月
定期巡回サービス費	386 単位/回
随時訪問サービス費（Ⅰ）	588 単位/回
随時訪問サービス費（Ⅱ）（同時に2名の訪問介護員等により実施）	792 単位/回
ロ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）（オペレーションセンター設置なし）	
	2,800 単位/月

- *利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、夜間対応型訪問介護費は、算定しない
- *他の夜間対応型訪問介護事業所において夜間対応型訪問介護を受けている者については、別に夜間対応型訪問介護費は算定しない

【注】

項目	単位
24時間通報対応加算（夜間対応型訪問介護（Ⅰ）のみ）	+610 単位/月
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 90/100
事業所と同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 85/100
特別地域夜間対応型訪問介護加算	+所定単位数の 15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	+所定単位数の 10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+所定単位数の 5/100

【加算】

ハ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）イを算定する場合 （基本夜間対応型訪問介護費を除く）	+3 単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅰ）ロを算定する場合	+90 単位/月
認知症専門ケア加算（Ⅱ）イを算定する場合 （基本夜間対応型訪問介護費を除く）	+4 単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）ロを算定する場合	+120 単位/月

ニ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	+22 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	+154 単位/月
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）イ	+18 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ロ	+126 単位/月
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ	+6 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ロ	+42 単位/月
ホ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 137/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 100/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】	+所定単位の 55/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 80/100
（所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計）	
へ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 63/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 42/1000
（所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計）	

●「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

●「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

(3) 地域密着型通所介護

- 令和3年9月30日までの間は、地域密着型通所介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する

イ 地域密着型通所介護費

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	415単位	435単位	655単位	676単位	750単位	780単位
要介護2	476単位	499単位	773単位	798単位	887単位	922単位
要介護3	538単位	564単位	893単位	922単位	1,028単位	1,068単位
要介護4	598単位	627単位	1,010単位	1,045単位	1,168単位	1,216単位
要介護5	661単位	693単位	1,130単位	1,168単位	1,308単位	1,360単位

- *利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、通所介護費は、算定しない

【注】

項目	単位	
利用者の数が利用定員を超える場合	所定単位数の 70/100	
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100	
2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	「4時間以上5時間未満」の 所定単位数の 70/100	
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	+所定単位数の 3/100	
延長加算	9時間以上10時間未満	+50単位
(8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合) (前後通算)	10時間以上11時間未満	+100単位
	11時間以上12時間未満	+150単位
	12時間以上13時間未満	+200単位
	13時間以上14時間未満	+250単位
共生型地域密着型通所介護を行う場合	指定生活介護事業所が行う場合	所定単位数の 93/100
	指定自立訓練事業所が行う場合	所定単位数の 95/100
	指定児童発達支援事業所が行う場合	所定単位数の 90/100
	指定放課後等デイサービス事業所が行う場合	所定単位数の 90/100
生活相談員配置等加算		+13単位/日
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+所定単位数の 5/100

入浴介助加算（Ⅰ）	+40 単位/日
入浴介助加算（Ⅱ）	+55 単位/日
中重度者ケア体制加算	+45 単位/日
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）	+100 単位/月
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	+200 単位/月
ただし、個別機能訓練加算を算定している場合	+100 単位/月
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	+56 単位/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	+85 単位/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	+20 単位/月
ADL 維持等加算（Ⅰ）	+30 単位/日
ADL 維持等加算（Ⅱ）	+60 単位/月
ADL 維持等加算（Ⅲ）	+3 単位/月
認知症加算	+60 単位/日
若年性認知症利用者受入加算	+60 単位/日
栄養アセスメント加算	+50 単位/月
栄養改善加算（月2回限度）	+200 単位/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回限度）	+20 単位/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（同上）	+5 単位/回
口腔機能向上加算（Ⅰ）（月2回限度）	+150 単位/回
口腔機能向上加算（Ⅱ）（同上）	+160 単位/回
科学的介護推進体制加算	+40 単位/月
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合	▲94 単位/日
事業所が送迎を行わない場合	▲47 単位/片道

【加算】

ハ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	+22 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	+18 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	+6 単位/回
ニ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位数の 59/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位数の 43/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】	+所定単位数の 23/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 80/100
（所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計）	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位数の 12/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位数の 10/1000
（所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計）	

- 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物の利用者に地域密着型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

□ 療養通所介護

療養通所介護費	12,691 単位/月
---------	-------------

*対象者は難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり、常時看護師による観察が必要なもの

*利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、通所介護費は、算定しない

【注】

項 目	単 位
利用者の数が利用定員を超える場合	所定単位数の 70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100
入浴介助を行わない場合	所定単位数の 95/100
過少サービスに対する減算	所定単位数の 70/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5/100
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回限度）	+20 単位/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（同上）	+5 単位/回

【加算】

ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ	+48 単位/月
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ロ	+24 単位/月
ニ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 59/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 43/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）【★】	+所定単位の 23/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 80/100
（所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計）	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 12/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 10/1000
（所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計）	

- 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物の利用者に地域密着型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

(4) 認知症対応型通所介護

●令和3年9月30日までの間は、認知症対応型通所介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する

認知症対応型通所介護費

イ ①単独型

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	542単位	568単位	856単位	878単位	992単位	1,024単位
要介護2	596単位	625単位	948単位	972単位	1,100単位	1,135単位
要介護3	652単位	683単位	1,038単位	1,064単位	1,208単位	1,246単位
要介護4	707単位	740単位	1,130単位	1,159単位	1,316単位	1,359単位
要介護5	761単位	797単位	1,223単位	1,254単位	1,424単位	1,469単位

イ ②併設型

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	490単位	514単位	769単位	788単位	892単位	920単位
要介護2	540単位	565単位	852単位	874単位	987単位	1,018単位
要介護3	588単位	617単位	934単位	958単位	1,084単位	1,118単位
要介護4	638単位	668単位	1,014単位	1,040単位	1,181単位	1,219単位
要介護5	687単位	719単位	1,097単位	1,125単位	1,276単位	1,318単位

ロ ③共用型（グループホーム共用）

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	266単位	278単位	444単位	456単位	522単位	539単位
要介護2	276単位	289単位	459単位	471単位	541単位	558単位
要介護3	285単位	298単位	476単位	488単位	559単位	577単位
要介護4	294単位	308単位	492単位	505単位	577単位	596単位
要介護5	304単位	318単位	509単位	521単位	597単位	617単位

*利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、認知症対応型通所介護費は、算定しない

【注】

項 目		単 位
利用者の数が利用定員を超える場合		所定単位数の 70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合		所定単位数の 70/100
2 時間以上 3 時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合		「4 時間以上 5 時間未満」 の所定単位数の 63/100
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合		+ 所定単位数の 3/100
延長加算 (8 時間以上 9 時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合) (前後通算)	9 時間以上 10 時間未満	+ 50 単位
	10 時間以上 11 時間未満	+ 100 単位
	11 時間以上 12 時間未満	+ 150 単位
	12 時間以上 13 時間未満	+ 200 単位
	13 時間以上 14 時間未満	+ 250 単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+ 所定単位数の 5/100
入浴介助加算 (Ⅰ)		+ 40 単位/日
入浴介助加算 (Ⅱ)		+ 55 単位/日
生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (3 月に 1 回を限度)		+ 100 単位/月
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)		+ 200 単位/月
※個別機能訓練加算を算定している場合		+ 100 単位/月
個別機能訓練加算 (Ⅰ)		+ 27 単位/日
個別機能訓練加算 (Ⅱ)		+ 20 単位/日
ADL 維持等加算 (Ⅰ)		+ 30 単位/日
ADL 維持等加算 (Ⅱ)		+ 60 単位/月
若年性認知症利用者受入加算		+ 60 単位/日
栄養アセスメント加算		+ 50 単位/月
栄養改善加算 (月 2 回限度)		+ 200 単位/回
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) (6 月に 1 回限度)		+ 20 単位/回
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (同上)		+ 5 単位/回
口腔機能向上加算 (Ⅰ) (月 2 回限度)		+ 150 単位/回
口腔機能向上加算 (Ⅱ) (同上)		+ 160 単位/回
科学的介護推進体制加算		+ 40 単位/月
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合		▲94 単位/日
事業所が送迎を行わない場合		▲47 単位/片道
【加算】		
ハ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)		+ 22 単位/回
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)		+ 18 単位/回

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	+6 単位/回
ニ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+ 所定単位の 104/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+ 所定単位の 76/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 【★】	+ 所定単位の 42/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (令和4年3月31日まで算定可能)	+ 【★】 の 90/100
介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (令和4年3月31日まで算定可能)	+ 【★】 の 80/100
(所定単位は、イからハマでにより算定した単位数の合計)	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	+ 所定単位の 31/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	+ 所定単位の 24/1000
(所定単位は、イからハマでにより算定した単位数の合計)	

● 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物の利用者に認知症対応型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

(5) 小規模多機能型居宅介護

- 令和3年9月30日までの間は、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

	(1) 同一建物居住者以外	(2) 同一建物居住者
要介護1	10,423 単位	9,391 単位
要介護2	15,318 単位	13,802 単位
要介護3	22,283 単位	20,076 単位
要介護4	24,593 単位	22,158 単位
要介護5	27,117 単位	24,433 単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

	短期利用
要介護1	570 単位
要介護2	638 単位
要介護3	707 単位
要介護4	774 単位
要介護5	840 単位

*短期利用は、登録定員に空きがあり、登録者以外で緊急利用を要する等、一定の条件下での利用のみ。過小サービスに対する減算が行われている場合には、算定不可。

*登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は、算定しない

*他の小規模多機能型居宅介護事業所において小規模多機能型居宅介護を受けている者については、別に小規模多機能型居宅介護費は算定しない

【注】

項目	単位
登録者数が登録定員を超える場合	所定単位数の 70/100
従業者の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100
過少サービスに対する減算※	所定単位数の 70/100
特別地域小規模多機能型居宅介護加算※	+ 所定単位数の 15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	+ 所定単位数の 10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	+ 所定単位数の 5/100

【加算】

ハ	初期加算※		+30 単位/日
ニ	認知症加算（Ⅰ）※		+800 単位/月
	認知症加算（Ⅱ）※		+500 単位/月
ホ	認知症行動・心理症状緊急対応加算 （ロを算定する場合のみ）（7日間を限度）		+200 単位/日
ヘ	若年性認知症利用者受入加算※		+800 単位/月
ト	看護職員配置加算（Ⅰ）※		+900 単位/月
	看護職員配置加算（Ⅱ）※		+700 単位/月
	看護職員配置加算（Ⅲ）※		+480 単位/月
チ	看取り連携体制加算※		+64 単位/日
リ	訪問体制強化加算※		+1,000 単位/月
ヌ	総合マネジメント体制強化加算※		+1,000 単位/月
ル	生活機能向上連携加算（Ⅰ）		+100 単位/月
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）		+200 単位/月
ヲ	口腔・栄養スクリーニング加算※（6月に1回を限度）		+20 単位/回
ワ	科学的介護推進体制加算※		+40 単位/月
カ	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	イを算定する場合	+750 単位/月
		ロを算定する場合	+25 単位/日
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	イを算定する場合	+640 単位/月
		ロを算定する場合	+21 単位/日
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	イを算定する場合	+350 単位/月
		ロを算定する場合	+12 単位/日
ヨ	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		+所定単位の 102/1000
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		+所定単位の 74/1000
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】		+所定単位の 41/1000
	介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和4年3月31日まで算定可能）		+【★】の 90/100
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和4年3月31日まで算定可能）		+【★】の 80/100
（所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計）			
タ	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		+所定単位の 15/1000
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		+所定単位の 12/1000
（所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計）			

●※についてはイを算定する場合のみ算定

●「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

●イ（２）を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ（１）の単位数を算入

(6) 認知症対応型共同生活介護

●令和3年9月30日までの間は、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

	(I) 1ユニット	(II) 2ユニット以上
要介護1	764 単位	752 単位
要介護2	800 単位	787 単位
要介護3	823 単位	811 単位
要介護4	840 単位	827 単位
要介護5	858 単位	844 単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

	短期利用 (I) 1ユニット	短期利用 (II) 2ユニット以上
要介護1	792 単位	780 単位
要介護2	828 単位	816 単位
要介護3	853 単位	840 単位
要介護4	869 単位	857 単位
要介護5	886 単位	873 単位

【注】

項目	単位		
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	所定単位数の 97/100		
利用者の数が利用定員を超える場合	所定単位数の 70/100		
介護従業者の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100		
身体拘束廃止未実施減算※	イ (I)	イ (II)	
	要介護1	▲76 単位	▲75 単位
	要介護2	▲80 単位	▲79 単位
	要介護3	▲82 単位	▲81 単位
	要介護4	▲84 単位	▲83 単位
要介護5	▲86 単位	▲84 単位	
3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	▲50 単位/日		
夜間支援体制加算 (I) (1ユニットの場合)	+50 単位/日		
夜間支援体制加算 (II) (2ユニット以上の場合)	+25 単位/日		
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日間限度) (ロを算定する場合のみ)	+200 単位/日		
若年性認知症利用者受入加算	+120 単位/日		

入院時費用（利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として、所定単位数に代えて算定）	246 単位/日	
看取り介護加算※	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	+72 単位/日
	死亡日以前 4 日以上 30 日以下	+144 単位/日
	死亡日前日及び前々日	+680 単位/日
	死亡日	+1,280 単位/日

【加算】

ハ 初期加算※	+30 単位/日
ニ 医療連携体制加算（Ⅰ）	+39 単位/日
医療連携体制加算（Ⅱ）	+49 単位/日
医療連携体制加算（Ⅲ）	+59 単位/日
ホ 退居時相談援助加算（利用者1人につき1回を限度）	+400 単位/回
ヘ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）※	+3 単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）※	+4 単位/日
ト 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	+100 単位/月
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	+200 単位/月
チ 栄養管理体制加算※	+30 単位/月
リ 口腔衛生管理体制加算※ （歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合）	+30 単位/月
ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算※（6月に1回限度）	+20 単位/回
ル 科学的介護推進体制加算※	+40 単位/月
ヲ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	+22 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	+18 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	+6 単位/日
ワ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 111/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 81/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】	+所定単位の 45/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和4年3月31日まで算定可）	+【★】の 90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和4年3月31日まで算定可）	+【★】の 80/100
（所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計）	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位数の 31/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位数の 23/1000
（所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計）	

●※についてはイを算定する場合の場合のみ算定

●短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

- 令和3年9月30日までの間は、地域密着型特定施設入居者生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

	イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費	ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費
要介護1	542 単位	542 単位
要介護2	609 単位	609 単位
要介護3	679 単位	679 単位
要介護4	744 単位	744 単位
要介護5	813 単位	813 単位

【注】

項 目		単 位
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合		所定単位数の 70/100
身体拘束廃止未実施減算※	要介護1	▲54 単位
	要介護2	▲61 単位
	要介護3	▲68 単位
	要介護4	▲74 単位
	要介護5	▲81 単位
入居継続支援加算（Ⅰ）※		+36 単位/日
入居継続支援加算（Ⅱ）※		+22 単位/日
生活機能向上連携加算（Ⅰ）※（3月に1回を限度）		+100 単位/月
生活機能向上連携加算（Ⅱ）※		+200 単位/月
ただし、個別機能訓練加算を算定している場合		+100 単位/月
個別機能訓練加算（Ⅰ）※		+12 単位/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）※		+20 単位/月
ADL維持等加算（Ⅰ）※		+30 単位/月
ADL維持等加算（Ⅱ）※		+60 単位/月
夜間看護体制加算		+10 単位/日
若年性認知症入居者受入加算		+120 単位/日
医療機関連携加算※		+80 単位/月
口腔衛生管理体制加算※		+30 単位/月
口腔・栄養スクリーニング加算※（6月に1回を限度）		+20 単位/回

【加算】

ハ 退院・退所時連携加算※	+30 単位/日
---------------	----------

ニ 看取り介護加算（Ⅰ）※	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	+72 単位/日
	死亡日前 4 日以上 30 日以下	+144 単位/日
	死亡日前日及び前々日	+680 単位/日
	死亡日	+1,280 単位/日
看取り介護加算（Ⅱ）※	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	+572 単位/日
	死亡日前 4 日以上 30 日以下	+644 単位/日
	死亡日前日及び前々日	+1,180 単位/日
	死亡日	+1,780 単位/日
ホ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）※		+3 単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）※		+4 単位/日
へ 科学的介護推進体制加算※		+40 単位/月
ト サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		+22 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		+18 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		+6 単位/日
チ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		+所定単位数の 82/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		+所定単位数の 60/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】		+所定単位数の 33/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能）		+【★】の 90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能）		+【★】の 80/100
（所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計）		
リ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		+所定単位数の 18/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		+所定単位数の 12/1000
（所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計）		

●※について、イを算定する場合のみ算定。

●短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

●令和3年9月30日までの間は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイからニまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

地域密着型介護老人福祉施設サービス費（1日につき）

	イ 従来型個室	イ 多床室	ロ ユニット型個室 同個室的多床室
要介護1	582 単位	582 単位	661 単位
要介護2	651 単位	651 単位	730 単位
要介護3	722 単位	722 単位	803 単位
要介護4	792 単位	792 単位	874 単位
要介護5	860 単位	860 単位	942 単位

経過的

	ハ 従来型個室	ハ 多床室	ニ ユニット型個室 同個室的多床室
要介護1	676 単位	676 単位	748 単位
要介護2	742 単位	742 単位	813 単位
要介護3	812 単位	812 単位	885 単位
要介護4	878 単位	878 単位	952 単位
要介護5	943 単位	943 単位	1,016 単位

*感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者、従来型個室への経過措置的入所者 については、多床室の単位数を算定

【注】

項目	単位	
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	所定単位数の 97/100	
入所者の数が入所定員を超える場合	所定単位数の 70/100	
介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100	
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合（ユニット型のみ）	所定単位数の 97/100	
身体拘束廃止未実施減算	【別表参照】	
安全管理体制未実施減算（令和3年10月1日から適用）	▲5 単位	
栄養管理の基準を満たさない場合（令和6年4月1日から適用）	▲14 単位	
日常生活継続支援加算	ユニット型以外	+36 単位/日
	ユニット型のみ	+46 単位/日

看護体制加算（Ⅰ）	イ・ロを算定する場合	+12 単位/日
	ハ・ニを算定する場合	+4 単位/日
看護体制加算（Ⅱ）	イ・ロを算定する場合	+23 単位/日
	ハ・ニを算定する場合	+8 単位/日
夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ		+41 単位/日
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ 経過的		+13 単位/日
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ		+46 単位/日
夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ 経過的		+18 単位/日
夜勤職員配置加算（Ⅲ）イ		+56 単位/日
夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ 経過的		+16 単位/日
夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ		+61 単位/日
夜勤職員配置加算（Ⅳ）ロ 経過的		+21 単位/日
準ユニットケア加算（ユニット型を除く）		+5 単位/日
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）		+100 単位/月
生活機能向上連携加算（Ⅱ） ただし、個別機能訓練加算を算定している場合		+200 単位/月 +100 単位/月
個別機能訓練加算（Ⅰ）		+12 単位/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）		+20 単位/月
ADL 維持等加算（Ⅰ）		+30 単位/月
ADL 維持等加算（Ⅱ）		+60 単位/月
若年性認知症入居者受入加算		+120 単位/日
専従の常勤医師を配置している場合		+25 単位/日
精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合		+5 単位/日
障害者生活支援体制加算（Ⅰ）		+26 単位/日
障害者生活支援体制加算（Ⅱ）		+41 単位/日
外泊時費用 （入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定）		246 単位/日
外泊時在宅サービス利用費用 （入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定）		560 単位/日

【加算】

ホ 初期加算	+30 単位/日
へ 再入所時栄養連携加算（入所者1人につき1回を限度）	+200 単位/回

(栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない)		
ト 退所時等相談 援助加算	退所前訪問相談援助加算 (入所中1回又は2回)	+460 単位/日
	退所後訪問相談援助加算(退所後1回を限度)	+460 単位/日
	退所時相談援助加算 (入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合)	+400 単位/日
	退所前連携加算 (居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合)	+500 単位/日
チ 栄養マネジメント強化加算		+11 単位/日
リ 経口移行加算 (栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない)		+28 単位/日
ヌ 経口維持加算 (Ⅰ) (栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。)		+400 単位/月
経口維持加算 (Ⅱ) (経口維持加算 (Ⅰ) を算定していない場合には、算定しない。)		+100 単位/月
ル 口腔衛生管理加算 (Ⅰ)		+90 単位/月
口腔衛生管理加算 (Ⅱ) (歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合)		+110 単位/月
ヲ 療養食加算 (1日に3回を限度)		+6 単位/回
ワ 配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間の場合	+650 単位/回
	深夜の場合	+1,300 単位/回
カ 看取り介護加算 (Ⅰ)	死亡日以前31日以上45日以下	+72 単位/日
	死亡日前4日以上30日以下	+144 単位/日
	死亡日前日及び前々日	+680 単位/日
	死亡日	+1,280 単位/日
看取り介護加算 (Ⅱ)	死亡日以前31日以上45日以下	+72 単位/日
	死亡日前4日以上30日以下	+144 単位/日
	死亡日前日及び前々日	+780 単位/日
	死亡日	+1,580 単位/日
ヨ 在宅復帰支援機能加算		+10 単位/日

タ 在宅・入所相互利用加算	+40 単位/日
レ 小規模拠点集合型施設加算	+50 単位/日
ソ 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	+3 単位/日
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	+4 単位/日
ツ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後 7 日限度)	+200 単位/日
ネ 褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	+3 単位/月
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	+13 単位/月
褥瘡マネジメント加算 (Ⅲ) (3 月に 1 度を限度) (令和 4 年 3 月 3 1 日まで算定可能)	+10 単位/月
ナ 排せつ支援加算 (Ⅰ)	+10 単位/月
排せつ支援加算 (Ⅱ)	+15 単位/月
排せつ支援加算 (Ⅲ)	+20 単位/月
排せつ支援加算 (Ⅳ) (令和 4 年 3 月 3 1 日まで算定可能)	+100 単位/月
ラ 自立支援促進加算	+300 単位/月
ム 科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	+40 単位/月
科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	+50 単位/月
ウ 安全対策体制加算 (入所者 1 人につき 1 回を限度)	+20 単位/回
キ サービス提供体制加算 (Ⅰ)	+22 単位/日
サービス提供体制加算 (Ⅱ)	+18 単位/日
サービス提供体制加算 (Ⅲ)	+6 単位/日
ノ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	+ 所定単位の 83/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	+ 所定単位の 60/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 【★】	+ 所定単位の 33/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (令和 4 年 3 月 3 1 日まで算定可能)	+ 【★】 の 90/100
介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (令和 4 年 3 月 3 1 日まで算定可能)	+ 【★】 の 80/100
(所定単位は、イからキまでにより算定した単位数の合計)	
オ 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	+ 所定単位数の 27/1000
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	+ 所定単位数の 23/1000
(所定単位は、イからキまでにより算定した単位数の合計)	

(9) 複合型サービス

- 令和3年9月30日までの間は、複合型サービス費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

	同一の建物に居住する者以外の者	同一の建物に居住する者
要介護1	12,438 単位	11,206 単位
要介護2	17,403 単位	15,680 単位
要介護3	24,464 単位	22,042 単位
要介護4	27,747 単位	25,000 単位
要介護5	31,386 単位	28,278 単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

	単位数
要介護1	570 単位
要介護2	637 単位
要介護3	705 単位
要介護4	772 単位
要介護5	838 単位

*短期利用は、登録定員に空きがあり、登録者以外で緊急利用を要する等、一定の条件下での利用のみ。過小サービスに対する減算が行われている場合には、算定不可。

*登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、複合型サービス費は、算定しない

*他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている者については、別に複合型サービス費は算定しない

【注】

項目	単位
登録者数が登録定員を超える場合	所定単位数の 70/100
従業員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100
過少サービスに対する減算※	所定単位数の 70/100
サテライト体制未整備減算※	所定単位数の 97/100
特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算※	所定単位数の 15/100

中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	所定単位数の 5/100
訪問看護体制減算※	【別表参照】
末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算※	
特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算※	

【加算】

ハ 初期加算※		+30 単位/日
ニ 認知症加算（Ⅰ）※		+800 単位/月
認知症加算（Ⅱ）※		+500 単位/月
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日を限度） （ロを算定する場合のみ）		+200 単位/日
ヘ 若年性認知症利用者受入加算※		+800 単位/月
ト 栄養アセスメント加算※		+50 単位/月
チ 栄養改善加算※（1月に2回を限度）		+200 単位/回
リ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）※（6月に1回限度）		+20 単位/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）※（同上）		+5 単位/回
ヌ 口腔機能向上加算（Ⅰ）※（月2回限度）		+150 単位/回
口腔機能向上加算（Ⅱ）※（同上）		+160 単位/回
ル 退院時共同指導加算※		+600 単位/回
ヲ 緊急時訪問看護加算※		+574 単位/月
ワ 特別管理加算（Ⅰ）※		+500 単位/月
特別管理加算（Ⅱ）※		+250 単位/月
カ ターミナルケア加算※（死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上 ターミナルケアを行った場合）		+2,000 単位/月
コ 看護体制強化加算（Ⅰ）※		+3,000 単位/月
看護体制強化加算（Ⅱ）※		+2,500 単位/月
ク 訪問体制強化加算※		+1,000 単位/月
ケ 総合マネジメント体制強化加算※		+1,000 単位/月
コ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）※		+3 単位/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）※		+13 単位/月
セ 排せつ支援加算（Ⅰ）※		+10 単位/月
排せつ支援加算（Ⅱ）※		+15 単位/月
排せつ支援加算（Ⅲ）※		+20 単位/月
ネ 科学的介護推進体制加算※		+40 単位/月
ナ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	イを算定する場合	+750 単位/月
	ロを算定する場合	+25 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	イを算定する場合	+640 単位/月

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	ロを算定する場合	+21 単位/日
	イを算定する場合	+350 単位/月
	ロを算定する場合	+12 単位/日
ラ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		+所定単位の 102/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		+所定単位の 74/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 【★】		+所定単位の 41/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (令和4年3月31日まで算定可能)		+【★】の 90/100
介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (令和4年3月31日まで算定可能)		+【★】の 80/100
(所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計)		
ク 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		+所定単位の 15/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		+所定単位の 12/1000
(所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計)		

●※についてはイを算定している場合のみ算定

●「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

●イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

【別表】訪問看護体制減算、末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合、特別訪問看護指示書による医療保険の訪問看護が行われる場合について(1月につき)

	訪問看護体制減算	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合	特別訪問看護指示書による医療保険の訪問看護が行われる場合
要介護1	▲925 単位	▲925 単位	▲30 単位
要介護2	▲925 単位	▲925 単位	▲30 単位
要介護3	▲925 単位	▲925 単位	▲30 単位
要介護4	▲1,850 単位	▲1,850 単位	▲60 単位
要介護5	▲2,914 単位	▲2,914 単位	▲95 単位

2. 地域密着型介護予防サービス

(1) 介護予防認知症対応型通所介護

●令和3年9月30日までの間は、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

イ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）

①旧単独型

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要支援1	474単位	496単位	740単位	759単位	859単位	886単位
要支援2	525単位	550単位	826単位	849単位	959単位	989単位

②旧併設型

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要支援1	428単位	448単位	666単位	683単位	771単位	796単位
要支援2	475単位	497単位	742単位	761単位	862単位	889単位

ロ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）

③共用型（グループホーム共用）

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要支援1	247単位	259単位	412単位	423単位	483単位	499単位
要支援2	261単位	273単位	435単位	446単位	512単位	528単位

*利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防認知症対応型通所介護費は、算定しない

【注】

項目	単位
利用者の数が利用定員を超える場合	所定単位数の70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の70/100
2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	「4時間以上5時間未満」

	の所定単位数の 63/100	
感染症又は災害を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	+ 所定単位数の 3/100	
延長加算 (8 時間以上 9 時間未満の介護予防認知症 対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を 行う場合) (前後通算)	9 時間以上 10 時間未満	+50 単位
	10 時間以上 11 時間未満	+100 単位
	11 時間以上 12 時間未満	+150 単位
	12 時間以上 13 時間未満	+200 単位
	13 時間以上 14 時間未満	+250 単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+ 所定単位数の 5/100	
入浴介助加算 (Ⅰ)	+40 単位/日	
入浴介助加算 (Ⅱ)	+55 単位/日	
生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (3 月に 1 回を限度)	+100 単位/月	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	+200 単位/月	
ただし、個別機能訓練加算を算定している場合	+100 単位/月	
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	+27 単位/日	
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	+20 単位/日	
若年性認知症利用者受入加算	+60 単位/日	
栄養アセスメント加算	+50 単位/月	
栄養改善加算	+200 単位/月	
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) (6 月に 1 回を限度)	+20 単位/回	
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (同上)	+5 単位/回	
口腔機能向上加算 (Ⅰ)	+150 単位/月	
口腔機能向上加算 (Ⅱ)	+160 単位/月	
科学的介護推進体制加算	+40 単位/月	
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から利用する者に介護予防 認知症対応型通所介護を行う場合	▲94 単位/日	
事業所が送迎を行わない場合	▲47 単位/片道	

【加算】

ハ サービス提供体制加算 (Ⅰ)	+22 単位/日
サービス提供体制加算 (Ⅱ)	+18 単位/日
サービス提供体制加算 (Ⅲ)	+6 単位/日
ニ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	+ 所定単位の 104/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	+ 所定単位の 76/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 【★】	+ 所定単位の 42/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能)	+ 【★】 の 90/100
介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能)	+ 【★】 の 80/100
(所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計)	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	+ 所定単位の 31/1000

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位の24/1000
(所定単位は、イからハマまでにより算定した単位数の合計)	

- 「感染症又は災害を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物の利用者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護

- 令和3年9月30日までの間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

	(1) 同一建物居住者以外	(2) 同一建物居住者
要支援1	3,438 単位	3,098 単位
要支援2	6,948 単位	6,260 単位

ロ 介護予防短期利用居宅介護費（1日につき）

	短期利用
要支援1	423 単位
要支援2	529 単位

* 短期利用は、登録定員に空きがあり、登録者以外で緊急利用を要する等、一定の条件下での利用のみ。過小サービスに対する減算が行われている場合には、算定不可。

* 登録者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費は、算定しない

* 他の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合に、介護予防小規模多機能型居宅介護費は算定しない

【注】

項目	単位
登録者数が登録定員を超える場合	所定単位数の 70/100
従業者の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100
過小サービスに対する減算※	所定単位数の 70/100
特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算※	+ 所定単位数の 15/100
中山間地域等における小規模事所加算	+ 所定単位数の 10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	+ 所定単位数の 5/100

【加算】

ハ 初期加算※	+30 単位/日
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（ロを算定する場合のみ） （7日間を限度）	+200 単位/日
ホ 若年性認知症利用者受入加算※	+450 単位/月
ヘ 総合マネジメント体制強化加算※	+1,000 単位/月
ト 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	+100 単位/月
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	+200 単位/月

チ	口腔・栄養スクリーニング加算※（6月に1回を限度）	+20 単位/回	
リ	科学的介護推進体制加算※	+40 単位/月	
ヌ	サービス提供体制加算（Ⅰ）	イを算定する場合	+750 単位/月
		ロを算定する場合	+25 単位/日
	サービス提供体制加算（Ⅱ）	イを算定する場合	+640 単位/月
		ロを算定する場合	+21 単位/日
	サービス提供体制加算（Ⅲ）	イを算定する場合	+350 単位/月
		ロを算定する場合	+12 単位/日
ル	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 102/1000	
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 74/1000	
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【★】	+所定単位の 41/1000	
	介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 90/100	
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（令和4年3月31日まで算定可能）	+【★】の 80/100	
（所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計）			
ヲ	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位の 15/1000	
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位の 12/1000	
（所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計）			

●※についてはイを算定する場合のみ算定

●「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

●イ（2）を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ（1）の単位数を算入

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護

●令和3年9月30日までの間は、介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

	(Ⅰ) 1ユニット	(Ⅱ) 2ユニット以上
要支援2	760 単位	748 単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

	短期利用 (Ⅰ) 1ユニット	短期利用 (Ⅱ) 2ユニット以上
要支援2	788 単位	776 単位

【注】

項目	単位	
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	所定単位数の 97/100	
利用者の数が利用定員を超える場合	所定単位数の 70/100	
介護従業者の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70/100	
身体拘束廃止未実施減算※	(Ⅰ) を算定する場合	▲76 単位/月
	(Ⅱ) を算定する場合	▲75 単位/月
3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	▲50 単位/日	
夜間支援体制加算 (Ⅰ) (1ユニット)	+50 単位/日	
夜間支援体制加算 (Ⅱ) (2ユニット以上)	+25 単位/日	
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日間限度) (ロを算定する場合のみ)	+200 単位/日	
若年性認知症利用者受入加算	+120 単位/日	
入院時費用 (利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として、所定単位数に代えて算定。)	246 単位/日	

【加算】

ハ 初期加算※	+30 単位/日
ニ 退居時相談援助加算 (利用者1人につき1回を限度)	+400 単位/回
ホ 認知症専門ケア加算 (Ⅰ) ※	+3 単位/日
認知症専門ケア加算 (Ⅱ) ※	+4 単位/日
ヘ 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	+100 単位/月
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	+200 単位/月
ト 栄養管理体制加算※	+30 単位/月
チ 口腔衛生管理体制加算※	+30 単位/月

(歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合)	
リ 口腔・栄養スクリーニング加算※ (6月に1回を限度)	+20 単位/回
ヌ 科学的介護推進体制加算※	+40 単位/月
ル サービス提供体制加算 (Ⅰ)	+22 単位/日
サービス提供体制加算 (Ⅱ)	+18 単位/日
サービス提供体制加算 (Ⅲ)	+6 単位/日
ヲ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	+ 所定単位の 111/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	+ 所定単位の 81/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 【★】	+ 所定単位の 45/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (令和4年3月31日まで算定可能)	+ 【★】 の 90/100
介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (令和4年3月31日まで算定可能)	+ 【★】 の 80/100
(所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計)	
ワ 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	+ 所定単位の 31/1000
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	+ 所定単位の 23/1000
(所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計)	

●※については、ロの場合は算定不可

●介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。